



第3期子ども・子育て支援事業計画

【令和7年度～令和11年度】



目次

第1章 計画策定にあたって	1
1. 計画策定の背景と目的	1
2. 計画の法的根拠と位置づけ	3
3. 他計画との関係	4
4. 計画の期間	4
5. 計画の対象	4
6. 計画の策定体制	5
第2章 香南市の子どもと子育て家庭をとりまく現状	6
1. 統計等からみる香南市の現状	6
2. アンケート調査結果からみる子育て家庭をとりまく現状	15
3. 本市の課題	30
第3章 計画の基本的な考え方	32
1. 基本理念	32
2. 基本的な視点	32
3. 基本目標	34
4. 計画の体系	35
第4章 分野別施策の展開	36
1 地域における子ども・子育て支援	36
2 質の高い教育・保育の提供	42
3 仕事と子育ての両立支援	49
4 親と子の心と体の健康づくり	52
5 子どもと子育て家庭にやさしい環境づくり	56
6 配慮を必要とする子どもと家庭への支援	58
第5章 子ども・子育て支援事業の見込みと確保方策	63
1. 教育・保育提供区域の設定	63
2. 幼児期の教育・保育の量の見込みと確保方策	63
3. 地域子ども・子育て支援事業の量の見込みと確保方策	68
4. 幼児期の教育・保育の一体的提供及び推進体制の確保方策	83
5. 放課後児童対策の方針	84
第6章 計画の推進	85
1. 推進体制	85
2. 計画の広報・啓発	86
3. 計画の進捗管理	86
資料編	87
1. 策定経緯について	87
2. 香南市子ども・子育て会議条例	88
3. 香南市子ども・子育て会議委員名簿	90

第1章 計画策定にあたって

1. 計画策定の背景と目的

我が国における、合計特殊出生率（女性が一生の間に生むとされる子どもの平均数）は令和5年には1.2と統計をとり始めて以降最も低い数値となりました。人口を維持するのに必要な2.08を大幅に下回り、少子化の進行は危機的な状況となっています。少子化の要因としては、経済的な不安定さ、女性の社会進出や共働き世帯が増加している一方で仕事と子育ての両立の難しさなどがあります。

また、女性の社会進出に伴う低年齢時からの保育ニーズの増大、核家族化の進行や地域のつながりの希薄化を背景とした子育てに不安を抱える保護者の増加、子育ての孤立化、児童虐待、貧困、不登校やいじめなど、子育てをめぐる地域や家庭の状況は変化し続けています。

このようななか、平成27年4月に「子ども・子育て支援新制度」がスタートし、質の高い幼児期の学校教育と保育を総合的に提供するとともに、保育の量的拡大と確保及び地域の子ども・子育て支援の充実を図り、子どもを生み育てやすい社会を形成することが求められています。

令和5年4月には「こども家庭庁」が発足され、同時にこども施策を社会全体で総合的かつ強力に推進していくための包括的な基本法として、「こども基本法」が施行されました。これに基づき、令和5年12月には「こども大綱」が閣議決定され、「こどもまんなか社会」の実現に向け、こども施策に関する基本的な方針等が示されています。

このたび、令和2年に策定した子ども・子育て支援の指針となる「香南市第2期子ども・子育て支援事業計画」が改定時期を迎えたことから、前述の国の動向等を踏まえながら、子どもの健やかな育ちと保護者の子育てを社会全体で支援する環境を整備していくことを目的に、「香南市第3期子ども・子育て支援事業計画」（以下、「本計画」といいます。）を策定します。

【近年の子ども・子育てに関する法・制度等の動向】

令和3年	●「こども政策の新たな推進体制に関する基本方針」が閣議決定（「こどもまんなか社会」の実現を目指す）
令和4年	●児童福祉法等の一部を改正する法律の成立（こども家庭センター及び地域子育て相談機関が努力義務化、「子育て世帯訪問支援事業」「児童育成支援拠点事業」「親子関係形成支援事業」の新規3事業が創設、児童相談所等は子どもの意見聴取措置を講ずることなど）
令和5年	●こども基本法施行、こども家庭庁創設 ●こども大綱の閣議決定（従来の国の「少子化社会対策大綱」「子供・若者育成支援推進大綱」「子供の貧困対策に関する大綱」を一つに束ねた、幅広いこども施策に関する今後5年程度を見据えた中長期の基本的な方針や重要事項を一元的に定める大綱） ●こども未来戦略の閣議決定（「若者・子育て世代の所得を増やす」「社会全体の構造や意識を変える」「すべてのこどもと子育て世帯をライフステージに応じて切れ目なく支援していく」の3つを柱に重点的に国が進めていく戦略）
令和6年	●国のこどもまんなか実行計画2024の策定 ●子ども・子育て支援法等の一部改正法の施行（すべてのこども・子育て世帯を対象とする支援の拡充「こども誰でも通園制度」の創設、妊娠期からの切れ目のない支援の拡充など） ●児童福祉法の改正（こども家庭センターの設置義務化、児童虐待防止の強化、子どもへの支援を包括的に提供する仕組み、養育支援の強化など） ●子どもの貧困対策の推進に関する法律の改正（「こどもの貧困の解消に向けた対策の推進に関する法律」となり、基本理念に将来のこどもの貧困を防ぐことなどを新設）

2. 計画の法的根拠と位置づけ

本計画は、子ども・子育て支援法第61条に基づく「市町村子ども・子育て支援事業計画」であり、すべての子どもの良質な生育環境を保障し、子どもや子育て家庭を社会全体で支援することを目的として、子ども・子育て支援関連の制度・施策を一元化して新しい仕組みを構築し、「質の高い学校教育・保育の総合的な提供」「保育の量的拡大・確保」「地域の子ども・子育て支援の充実」を目指すものです。

また、本計画は、次世代育成支援対策推進法第8条に基づく「市町村行動計画」と位置づけ、保健・医療、福祉、教育、労働、まちづくり等の様々な分野にわたり、総合的な展開を図ります。

さらに、本計画は、本市のまちづくりの総合的指針である「第2次香南市振興計画」を上位計画として、かけがえのない子どもの成長と、子どもを生み育てる家庭を地域全体で支援し、子どもが心身ともに健やかに育つための環境を整備する部門別計画と位置づけます。

子ども・子育て支援法

第一条／（目的）

この法律は、我が国における急速な少子化の進行並びに家庭及び地域を取り巻く環境の変化に鑑み、児童福祉法（昭和二十二年法律第百六十四号）その他の子ども及び子育てに関する法律による施策と相まって、子ども・子育て支援給付その他の子ども及び子どもを養育している者に必要な支援を行い、もって一人一人の子どもが健やかに成長し、及び子どもを持つことを希望する者が安心して子どもを生み、育てることができる社会の実現に寄与することを目的とする。

第六十一条／（市町村子ども・子育て支援事業計画）

市町村は、基本指針に即して、五年を一期とする教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の提供体制の確保その他この法律に基づく業務の円滑な実施に関する計画（以下「市町村子ども・子育て支援事業計画」という。）を定めるものとする。



3. 他計画との関係

本計画は、「第2次香南市振興計画」を上位計画とし、「地域福祉計画・地域福祉活動計画」をはじめ、福祉分野の諸計画、「教育振興基本計画」など関連する教育分野の諸計画との整合性を図って策定しています。

さらに、この計画は「こどもの貧困の解消に向けた対策の推進に関する法律」第10条第2項に基づく「こどもの貧困対策計画」を包含して策定します。

また、計画の推進にあたっては、各計画との連携を十分に考慮し、新たな課題や環境の変化にも対応できるよう柔軟に計画を進めるものとします。

4. 計画の期間

本計画は令和7年度から令和11年度までを計画期間とする5か年の計画です。

また、計画期間中においても、社会情勢や市の状況の変化、子育て家庭のニーズ等に適切に対応するため、必要に応じて見直します。

令和 2年度	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度	令和 6年度	令和 7年度	令和 8年度	令和 9年度	令和 10年度	令和 11年度
第2期子ども・子育て支援事業計画									
				見直し	第3期子ども・子育て支援事業計画				
									見直し

5. 計画の対象

本計画は、市内に居住する子ども（おおむね18歳未満）とその保護者や家庭はもちろんのこと、地域住民、事業者、学校等関係者など、すべての個人と団体等を対象とします。

6. 計画の策定体制

(1) 市民参画

① アンケート調査の実施

本計画の策定にあたり、子育て家庭の実態や子育て支援ニーズ等を把握し、策定の基礎資料とするために、就学前児童・小学生児童の保護者を対象に「香南市子ども・子育て支援に関するアンケート調査」を実施しました。

調査期間		令和6年4月11日～5月3日		
調査方法		保育所・小学校等からの配布回収（一部郵送による配布回収）		
回収状況		配布数	有効回収数	有効回収率
	就学前児童 保護者	1,065件	683件	64.1%
	小学生児童 保護者	1,231件	842件	68.4%

② 子ども・子育て会議による審議

計画内容の検討にあたっては、学識経験者、教育・保育事業者、地域の子育て関係団体等及び子どもの保護者で組織する「香南市子ども・子育て会議」において、審議・検討を行い、幅広い意見の集約と調整を行いました。

③ パブリックコメントの実施

市民から広く意見を得て計画策定を進めることを目的に、パブリックコメント（意見募集）を実施しました。

実施期間	令和7年1月17日～1月31日
意見	0件

(2) 庁内策定体制

本計画は、子育て支援施策を推進するための指針となるものであり、保健・医療、福祉、教育、労働、まちづくり等、幅広い分野にわたる施策を総合的かつ効果的に推進する必要があります。

そのため、福祉事務所、健康対策課、学校教育課、こども課、生涯学習課など関係各課が連携し、緊密な調整を行いながら、全庁的な策定体制で取り組みました。

第2章 香南市の子どもと子育て家庭をとりまく現状

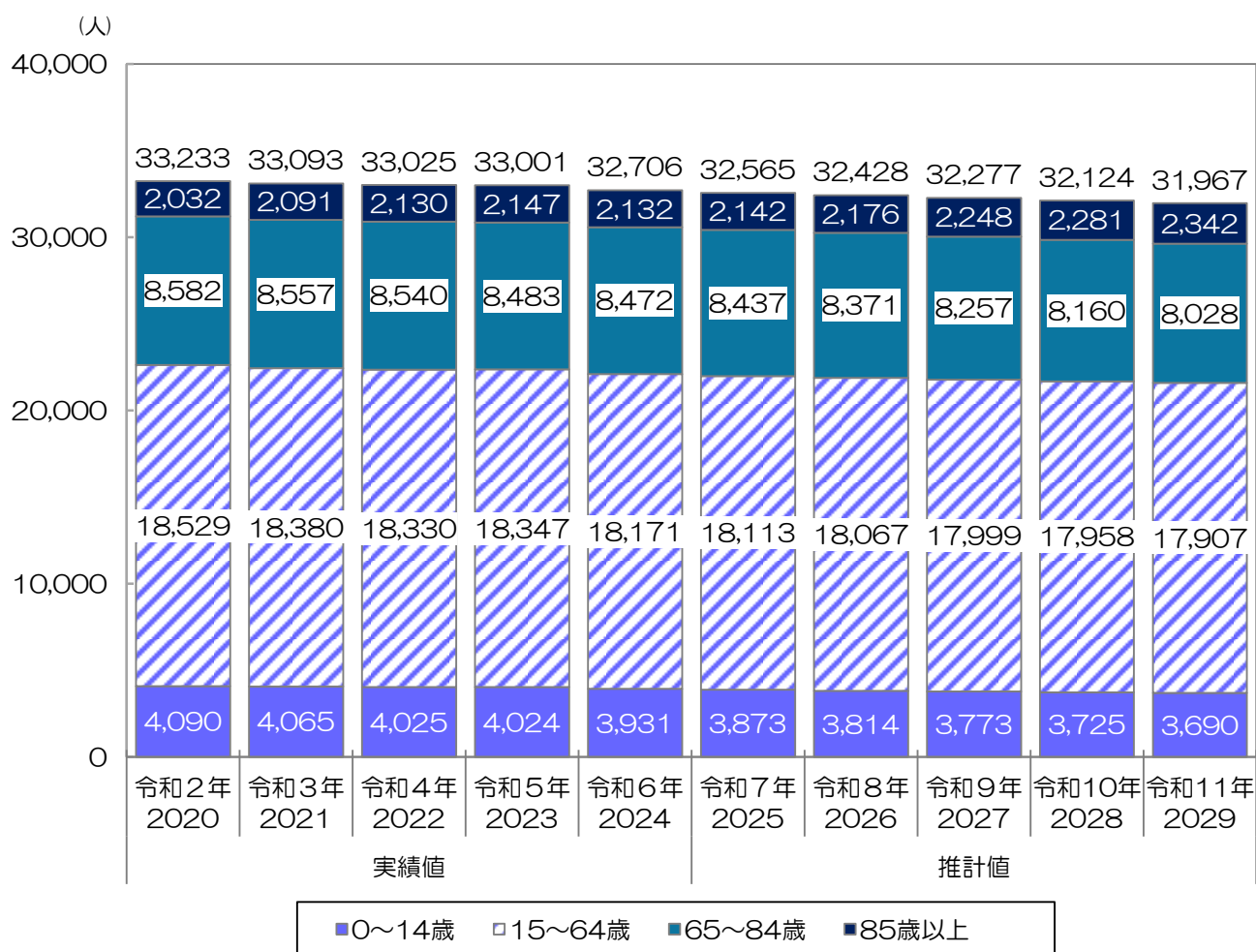
1. 統計等からみる香南市の現状

(1) 人口の状況

①人口の推移と将来人口推計

本市の総人口は令和2年の33,233人から令和6年には32,706人と527人減少しており、今後、令和11年には31,967人まで減少していく見込みとなっています。

【総人口の推移と将来人口推計】



出典：実績値＝住民基本台帳（各年4月1日）、推計値＝実績値をもとにコーホート変化率法により算出

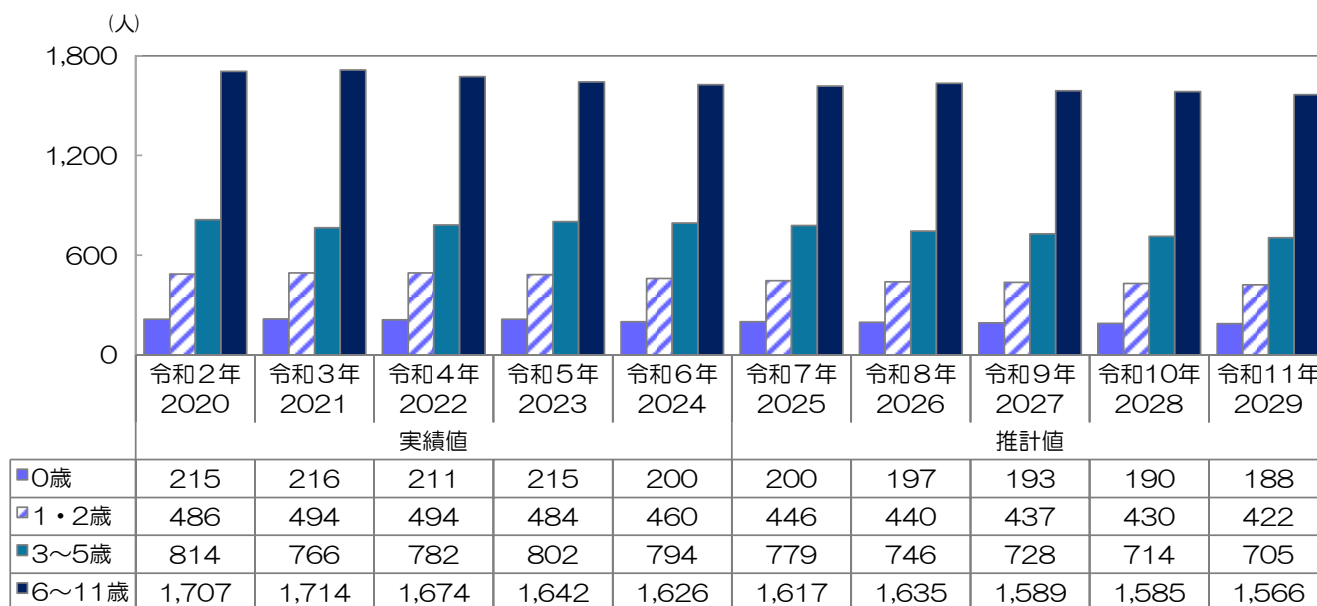
②子どもの人口推移と将来人口推計

総人口と同様に、子どもの人口も減少傾向が続く見込みで、本計画期間の令和9年には0～11歳の人口が3,000人を下回る見込みとなっています。

【子どもの人口推移と将来人口推計】

単位：人

	実績値					推計値				
	令和2年 2020	令和3年 2021	令和4年 2022	令和5年 2023	令和6年 2024	令和7年 2025	令和8年 2026	令和9年 2027	令和10年 2028	令和11年 2029
0～11歳	3,222	3,190	3,161	3,143	3,080	3,042	3,018	2,947	2,919	2,881
0歳	215	216	211	215	200	200	197	193	190	188
1歳	255	241	237	232	221	215	215	212	208	205
2歳	231	253	257	252	239	231	225	225	222	217
3歳	250	247	266	268	249	245	237	231	231	228
4歳	256	257	260	273	278	257	253	245	239	239
5歳	308	262	256	261	267	277	256	252	244	238
0～5歳	1,515	1,476	1,487	1,501	1,454	1,425	1,383	1,358	1,334	1,315
6歳	259	310	260	266	262	270	280	259	254	246
7歳	279	258	312	262	267	264	272	282	261	256
8歳	281	278	259	310	259	266	263	271	281	260
9歳	300	276	272	258	303	256	263	260	268	278
10歳	295	300	273	275	260	303	256	263	260	268
11歳	293	292	298	271	275	258	301	254	261	258
6～11歳	1,707	1,714	1,674	1,642	1,626	1,617	1,635	1,589	1,585	1,566



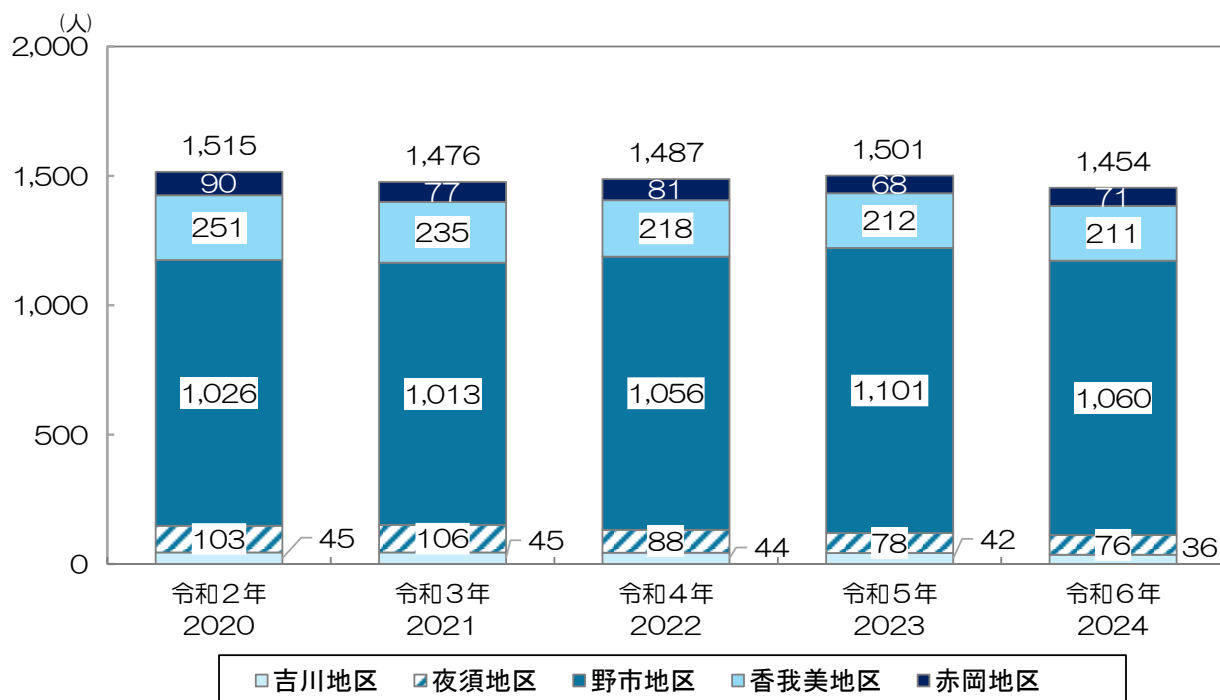
出典：実績値…住民基本台帳

推計値…コーホート変化率法による推計（各年4月1日時点）

③地区別の子どもの人口推移

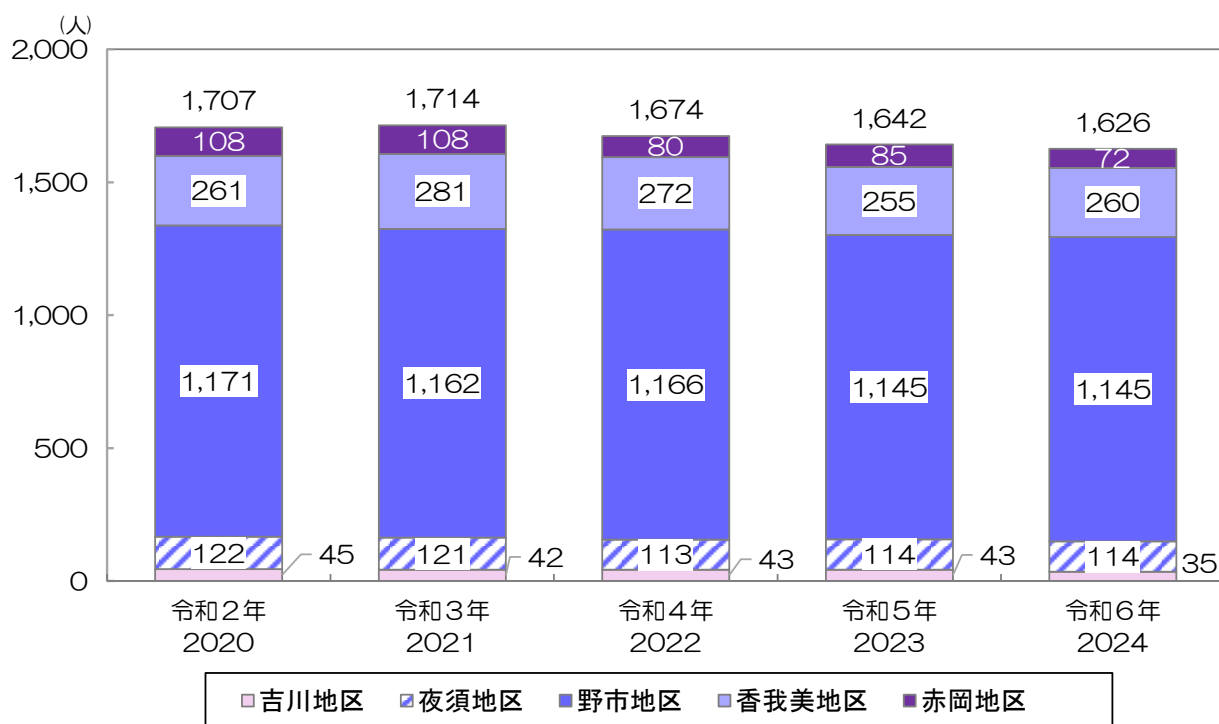
地区別の児童数をみると、令和6年では0～5歳児、6～11歳児ともに70%以上を野市地区が占めています。増減については、すべての地区で横ばいまたは減少傾向となっています。

【地区別0～5歳人口の推移】



出典：実績値…住民基本台帳（各年4月1日）

【地区別6～11歳人口の推移】

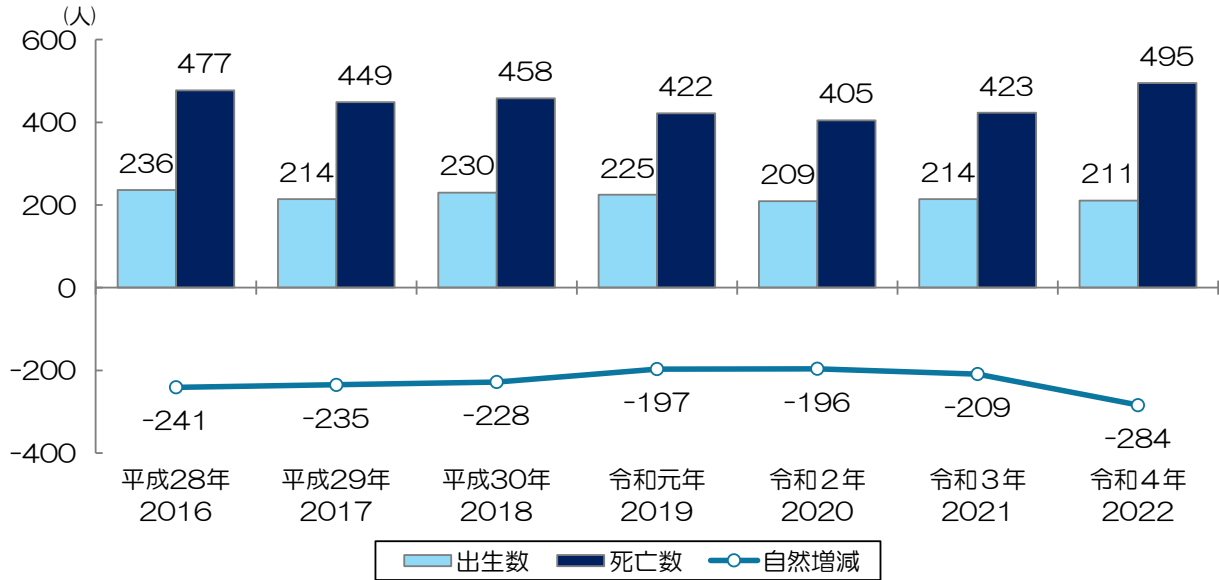


出典：実績値…住民基本台帳（各年4月1日）

④出生数・死亡数の推移

出生数から死亡数を差し引いた自然増減はマイナスであり、直近5年間では平均して約223人／年の人口減となっています。

【出生数・死亡数の推移】

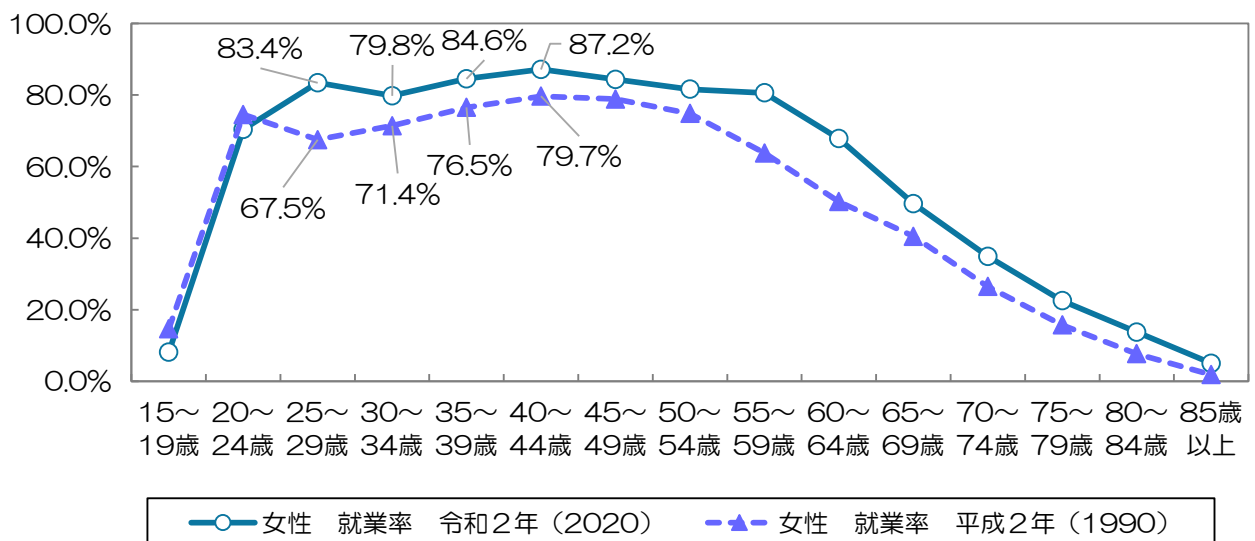


(2) 就労・未婚率の状況

①女性の就業率

女性の就業率（15歳以上の人口に対する就業者の割合）をみると平成2年時点で25～34歳の区分において（結婚や出産などを理由に離職し）就業率が低下するいわゆる「M字曲線」状の就業率はほぼ解消されています。令和2年では、25～29歳の就業率が平成2年より高くなり、25～34歳での就業率の低下によるM字曲線がみられなくなっています。

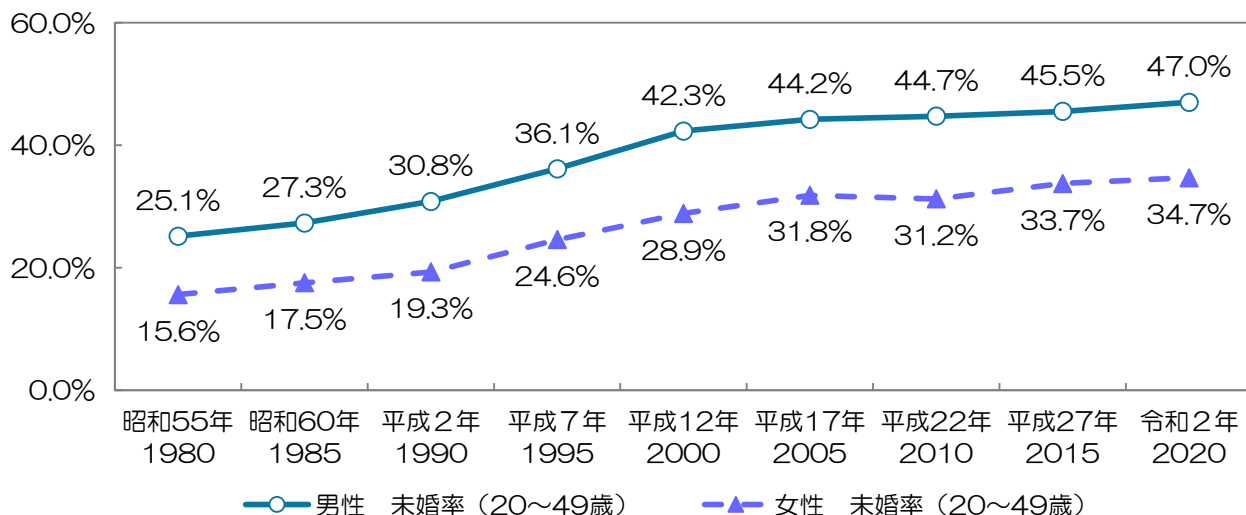
【女性の就業率】



②未婚率の推移

20～49歳の未婚率は男女とも増加傾向にあります。令和2年には、男性は47.0%、女性は34.7%となっています。

【未婚率の推移】



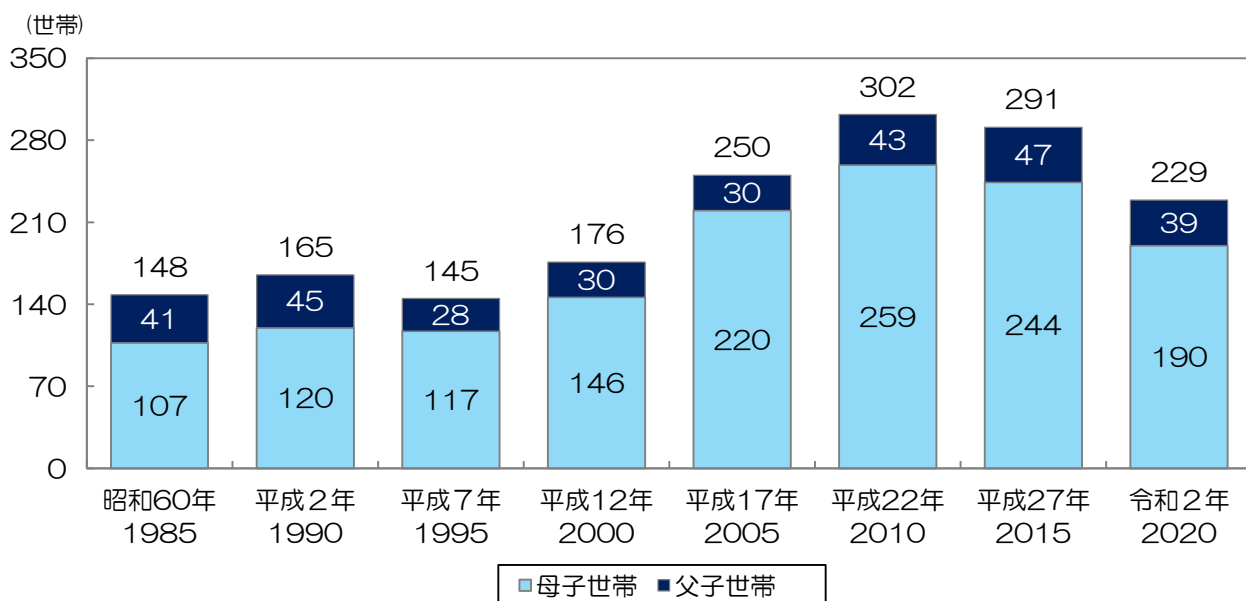
出典：国勢調査

(3) 世帯の状況

①ひとり親世帯数の推移

ひとり親世帯数(母子世帯・父子世帯)は、平成22年の302世帯をピークに減少に転じ、令和2年では229世帯となっています。

【ひとり親世帯数の推移】

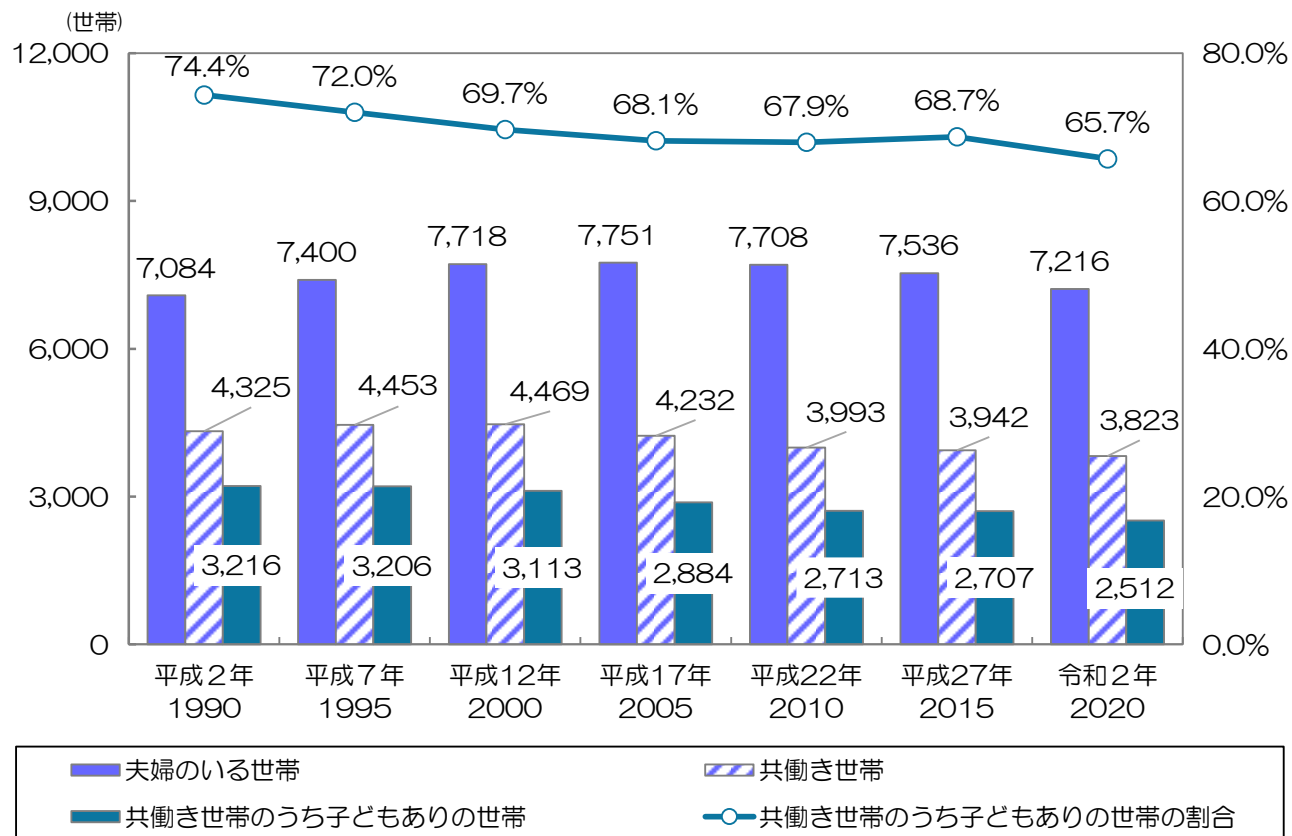


出典：国勢調査

②共働き世帯数の推移

共働き世帯数の推移をみると、平成17年以降減少しています。共働き世帯のうち子どもがいる世帯の割合も減少傾向で、令和2年では65.7%（2,512世帯）となっています。

【共働き世帯数の推移】



出典：国勢調査

(4) 保育所・幼稚園・認定こども園等の状況

①保育所の状況

本市には、保育所が6か所あり、すべて公立施設です。令和6年4月1日現在の在籍児童数は748人です。

施設名	定員※（人）	対象児	在籍児童数（人）
赤岡保育所	125	6か月～5歳児	83
香我美おれんじ保育所	120	6か月～3歳児	98
野市保育所	216	1～5歳児	213
野市東保育所	120	1～5歳児	108
佐古保育所	203	6か月～5歳児	189
吉川みどり保育所	100	1～5歳児	57
全体	884	-	748

令和6年4月1日現在

②幼稚園の状況

本市には、幼稚園が3か所あり、すべて公立施設です。令和6年4月1日現在の在籍児童数は184人です。

施設名	定員※（人）	対象児	在籍児童数（人）
野市幼稚園	175	3～5歳児	76
野市東幼稚園	175	3～5歳児	26
香我美幼稚園	175	3～5歳児	82
全体	525	-	184

令和6年4月1日現在

③認定こども園等の状況

本市には、公立認定こども園が1か所、私立認定こども園が1か所、小規模保育施設が5か所（うち1か所は事業所内保育施設）設置されています。

施設名		定員※（人）	対象児	在籍児童数（人）
認定こども園	夜須こども園	119	6か月～5歳児	78
	のいち幼稚学園	95	6か月～5歳児	94
小規模保育施設	下村託児所	19	2か月～2歳児	11
	えみの保育園	19	6か月～2歳児	17
	ひだまり園	10	2か月～2歳児	6
	ニチイキッズ香南のいち保育園	19	3か月～2歳児	20
	社会福祉法人香南会事業所内保育所やまもも	19	2か月～2歳児	11
全体		300	-	237

令和6年4月1日現在

※ここでの定員数はすべて「認可定員」となります。各施設の実際の募集人数は、状況等に応じて変更される場合があります。

※令和7年4月に野市東保育所と野市東幼稚園が統合し、認定こども園となります。また、新たに私立認定こども園「わらべ館」が開園します。

(5) 子育て支援関連施設等の状況

①放課後児童クラブ

両親が共働きなどのため、保護者が昼間家庭にいない子どものために、専用施設で、遊びや異年齢の集団活動を通して児童の健全な育成を図る児童クラブを設置しています。

対象児童	小学校1年生～6年生
実施箇所数	12か所
実施日	月曜日～金曜日 第一土曜日（祝日を除く）
実施時間	下校～18：00（各クラブによって異なる）

令和6年4月1日現在

②放課後子ども教室

すべての子どもを対象に、安全・安心な児童の活動拠点として、体験活動やスポーツ、地域住民との交流活動等を行っています。

対象児童	小学校1年生～6年生
実施箇所数	2か所
実施日	各教室によって異なる
実施時間	下校～17：30または18：00（各教室、季節によって異なる）

令和6年4月1日現在

③児童館

赤岡・吉川両市民館（隣保館）では、児童が地域で学び、健全な遊びを通して健康を増進し、豊かな情操と仲間を大切にする心を育むことを目的に、児童の健全育成、子どもたちの居場所づくり、基本的生活習慣の定着など子育ての拠点を目指した取組を進めています。

対象児童	主に小学生、中学生
実施箇所数	2か所
実施日	月曜日～土曜日
実施時間	8：30～12：00 13：00～17：00（18:00まで延長あり）

令和6年4月1日現在

④こども家庭センター

母子保健（健康対策課）と児童福祉（福祉事務所）のそれぞれの専門性を活かし、切れ目のない相談支援を行います。

相談内容	発達、養育、子育て、人権・虐待等
実施日	月曜日～金曜日（祝日を除く）
実施時間	8：30～17：15

令和6年4月1日現在

⑤子育て支援センター

本市では、令和元年7月1日に香南市総合子育て支援センター「にこなん」を開設し、拠点1か所、出張ひろば4か所で、子どもたちの健やかな育ちを促進するために、妊婦や0歳～就学前までの子どもと保護者等を対象に、様々な悩み相談や保護者間の情報交換、同じ年頃の子どもを持つ親子と一緒に楽しく遊ぶことができる地域子育て支援拠点事業を実施しています。

子育て支援センター		
香南市総合子育て支援センター 「にこなん」	実施内容	妊産婦支援／にこにこセミナー／パパママ教室／育児相談／みるくらぶ（助産師の母乳相談）／離乳食講習会／栄養相談／病後児保育（有料）
	開設時間	月曜日～金曜日 9：00～17：00 第2・4土曜日 9：00～11：30
	親子の交流ひろば	月曜日～金曜日 9：00～16：00 第2・4土曜日 9：00～11：30
出張ひろば		
吉川みどり保育所 （あったかひろば）	月曜日 9：00～12：00	
香我美おれんじ保育所 （あのねひろば）	火曜日 9：00～12：00	
赤岡保育所 （つながれひろば）	水曜日 9：00～12：00	
夜須こども園 （すくすくひろば）	木曜日 9：00～12：00	

令和6年4月1日現在

2. アンケート調査結果からみる子育て家庭をとりまく現状

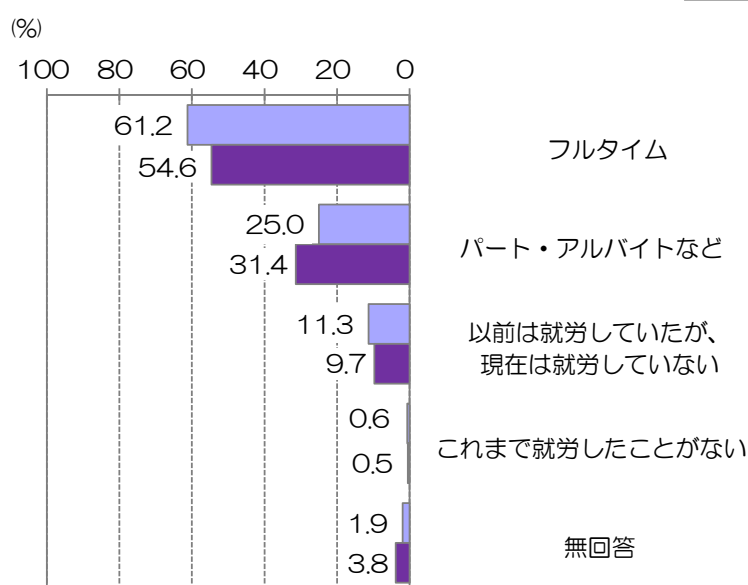
(1) 父母の就労状況

父母の就労状況について、母親、父親ともに就学前、小学生どちらも「フルタイム」が最も多く、次いで「パート・アルバイトなど」となっています。母親では父親に比べ「フルタイム」が少なく、「パート・アルバイトなど」「以前は就労していたが、現在は就労していない」「これまで就労したことがない」のいずれも多くなっています。

就学前児童の母親の就労状況を前回調査と比較すると、「フルタイム」が約10%増加し、「以前は就労していたが、現在は就労していない」が減少しています。

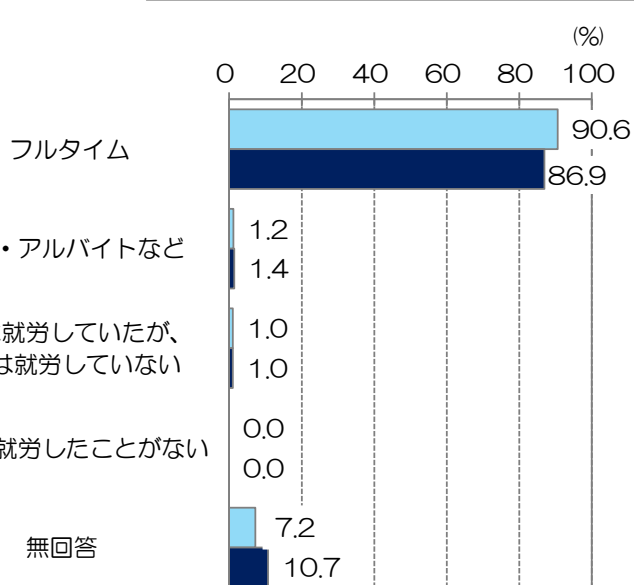
【母親の就労状況】

■就学前 (n=683) ■小学生 (n=842)



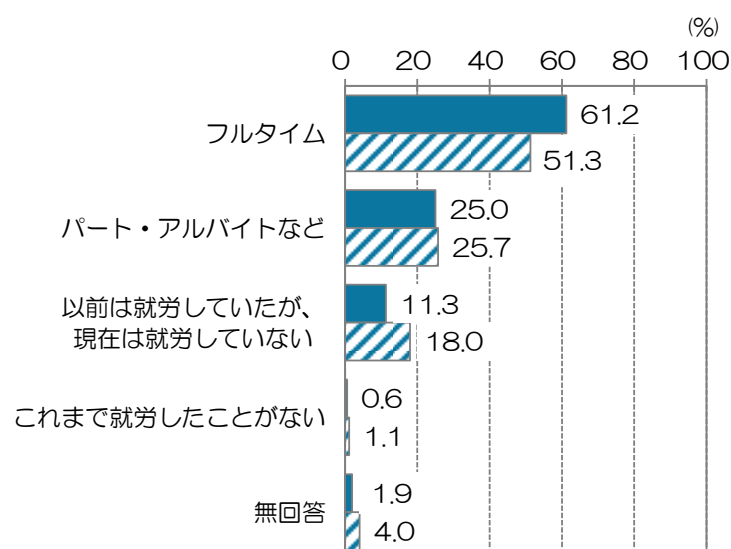
【父親の就労状況】

■就学前 (n=683) ■小学生 (n=842)



【就学前児童の母親の就労状況（前回調査との比較）】

■今回 (n=683) ■前回 (n=1,102)



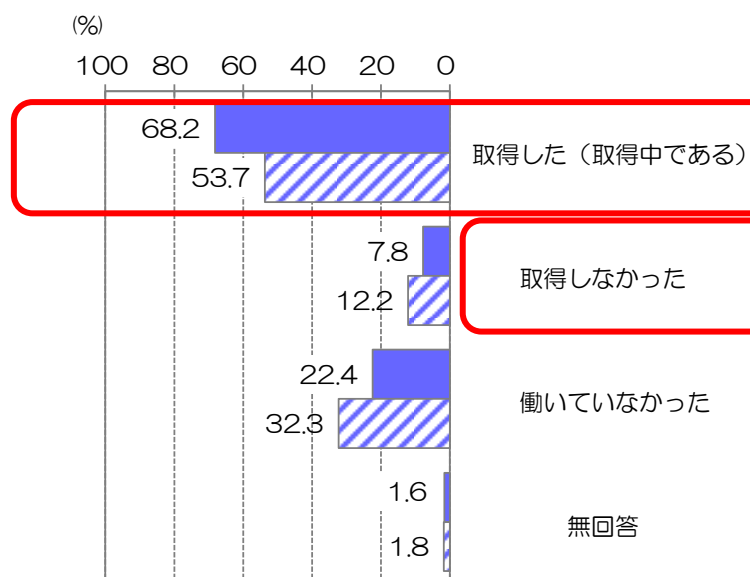
※前回調査は平成30年度に実施した調査。以下同様。

(2) 育児休業の取得状況と取得していない理由(就学前児童の保護者)

父母の育児休業取得状況について、母親は前回同様「取得した(取得中である)」が最も多く、半数以上を占めています。父親は前回同様「取得しなかった」が最も多いものの、約10%減少し、「取得した(取得中である)」が約10%増加しています。

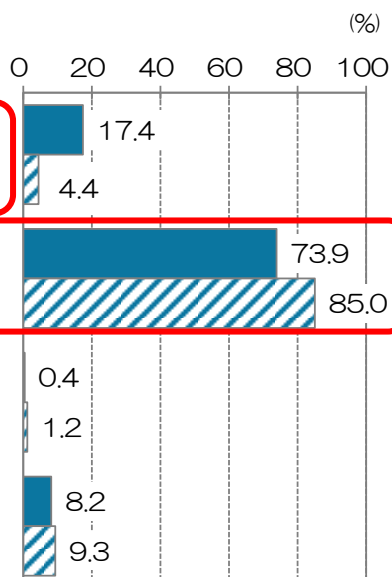
【母親の育児休業取得状況】

■今回 (n=683) ▨前回 (n=1,102)



【父親の育児休業取得状況】

■今回 (n=683) ▨前回 (n=1,102)



 : 育児休業取得状況で母親、父親それぞれの上位の項目

父母の育児休業を取得しなかった理由について、母親では「仕事が忙しかった」「収入減となり、経済的に厳しくなる」「職場に育児休業の制度がなかった（就業規則に定めがなかった）」が20.8%と最も多く、前回最も多かった「子育てや家事に専念するため退職した」は半減しています。父親では「仕事が忙しかった」が最も多く、次いで「配偶者が育児休業制度を利用した」「収入減となり、経済的に厳しくなる」が続いていますが、「職場に育児休業を取りにくい雰囲気があった」も約30%を占め、前回より多くなっています。

【母親の育児休業を取得しなかった理由】

【父親の育児休業を取得しなかった理由】

■今回 (n=53) □前回 (n=134)

■今回 (n=505) □前回 (n=937)



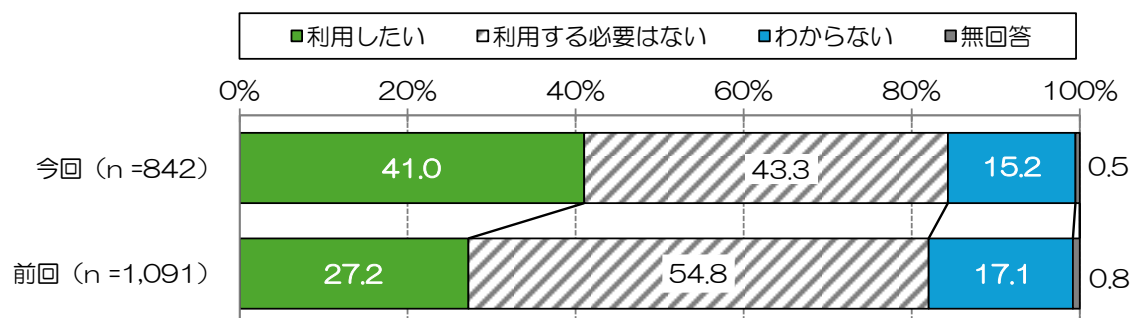
□ : 育児休業を取得しなかった理由の上位の項目

(3) 放課後児童クラブの利用希望について

①放課後児童クラブの利用希望（小学生の保護者）

放課後児童クラブの利用希望について、「利用する必要はない」が43.3%で最も多いものの、前回の54.8%から約10%減少し、「利用したい」が増加しています。

【放課後児童クラブの利用希望】



②土曜日、日曜日・祝日、長期休暇期間中、お盆休みの放課後児童クラブの利用希望

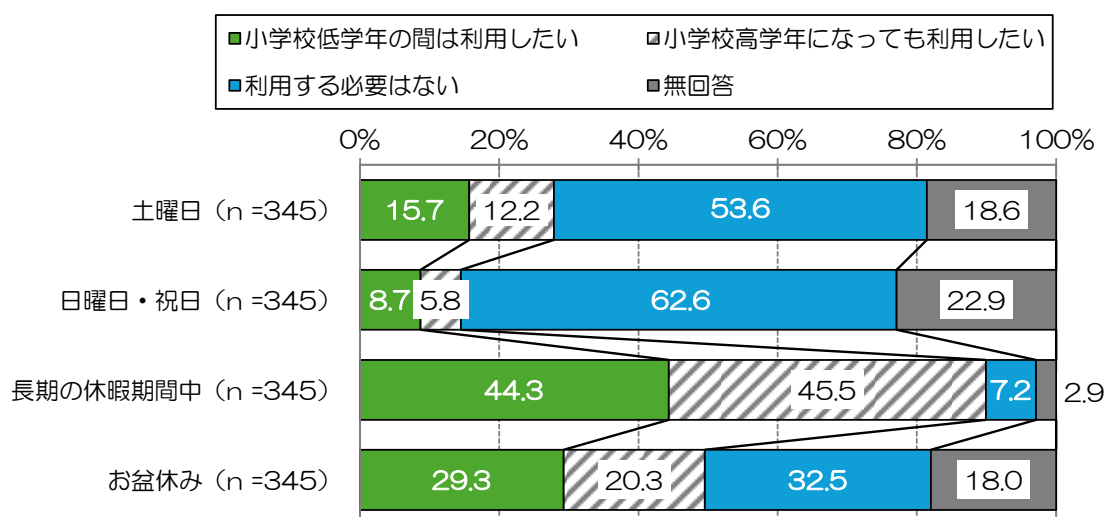
放課後児童クラブの土曜日の利用希望は、「利用する必要はない」が53.6%で最も多く、次いで「小学校低学年の間は利用したい」が15.7%、「小学校高学年になっても利用したい」が12.2%となっています。

日曜日・祝日の利用希望は、「利用する必要はない」が62.6%で最も多く、次いで「小学校低学年の間は利用したい」が8.7%、「小学校高学年になっても利用したい」が5.8%となっています。

長期休暇期間中の利用希望は、「小学校高学年になっても利用したい」が45.5%で最も多く、次いで「小学校低学年の間は利用したい」が44.3%、「利用する必要はない」が7.2%となっています。

お盆休みの利用希望は、「利用する必要はない」が32.5%で最も多く、次いで「小学校低学年の間は利用したい」が29.3%、「小学校高学年になっても利用したい」が20.3%となっています。

【土曜日、日曜・祝日、長期休暇期間中、お盆休みの放課後児童クラブの利用希望】

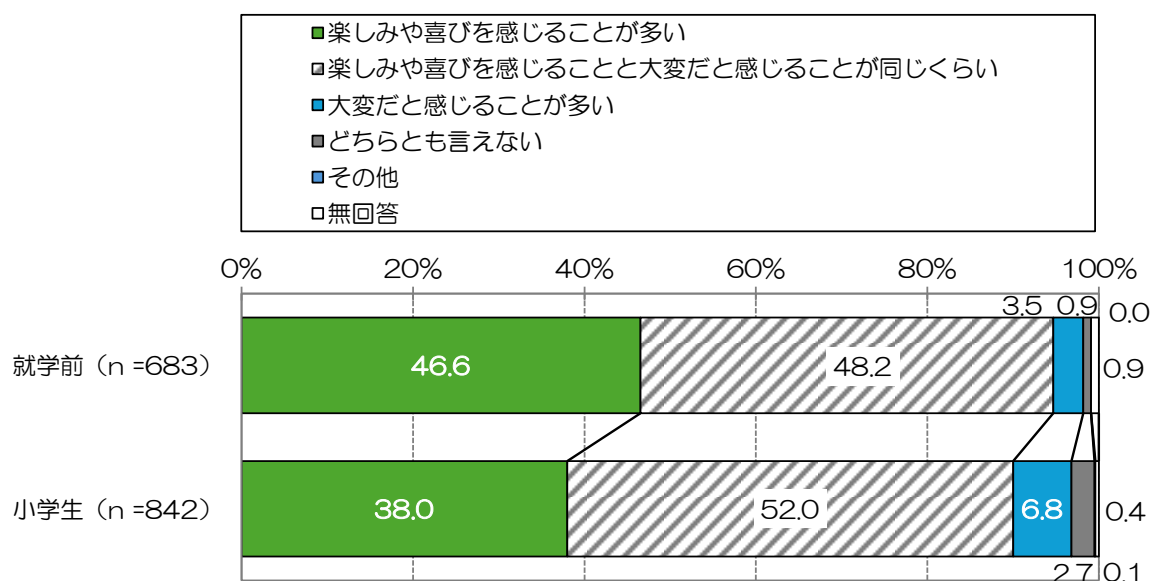


(4) 子育てについて

① 子育てについての感じ方と不安や負担を感じることもあるか

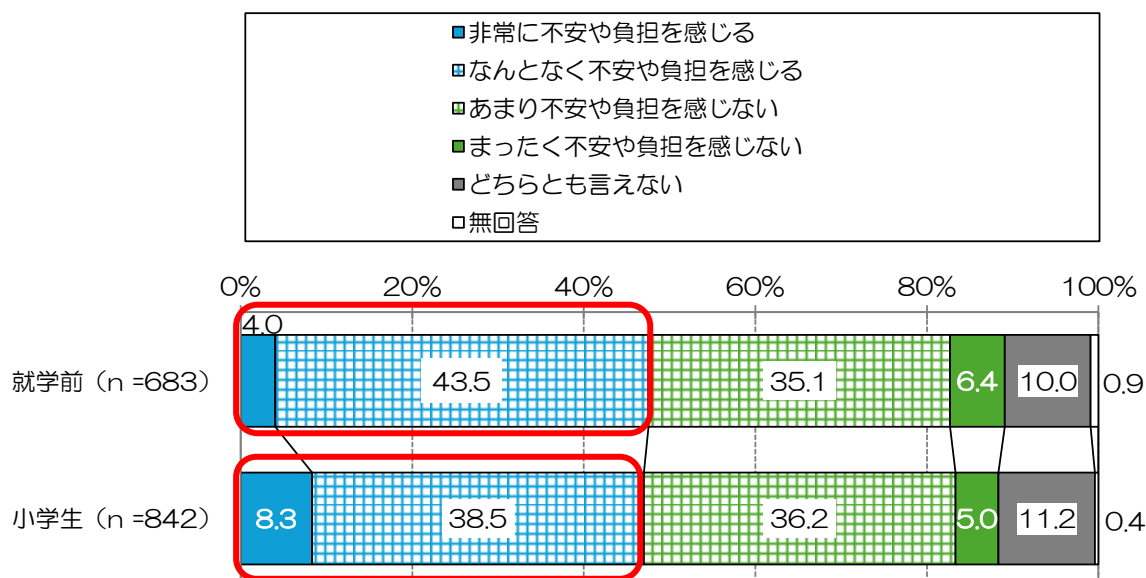
子育てについてどのように感じているかについて、就学前、小学生ともに「楽しみや喜びを感じる」と大変だと感じる事が同じくらい」が最も多く、次いで「楽しみや喜びを感じる事が多い」「大変だと感じる事が多い」となっています。

【子育てについてどのように感じているか】



子育てについて不安や負担を感じることもあるかについて、就学前では「なんとなく不安や負担を感じる」が最も多く、次いで「あまり不安や負担を感じない」「まったく不安や負担を感じない」となっています。小学生では、「なんとなく不安や負担を感じる」が最も多く、次いで「あまり不安や負担を感じない」「非常に不安や負担を感じる」となっており、「非常に不安や負担を感じる」は就学前より小学生で多くなっています。

【子育てについて不安や負担を感じることもあるか】

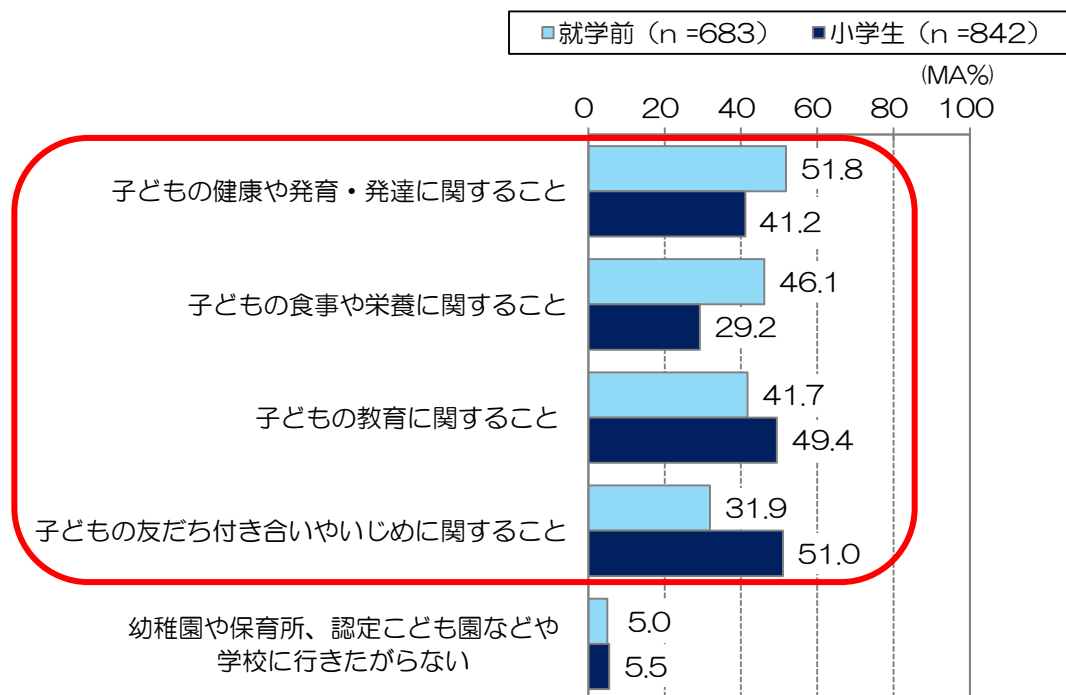


4.0 : 子育てについて不安や負担を感じる人の割合

②子育てについて日頃悩んでいることや不安なこと

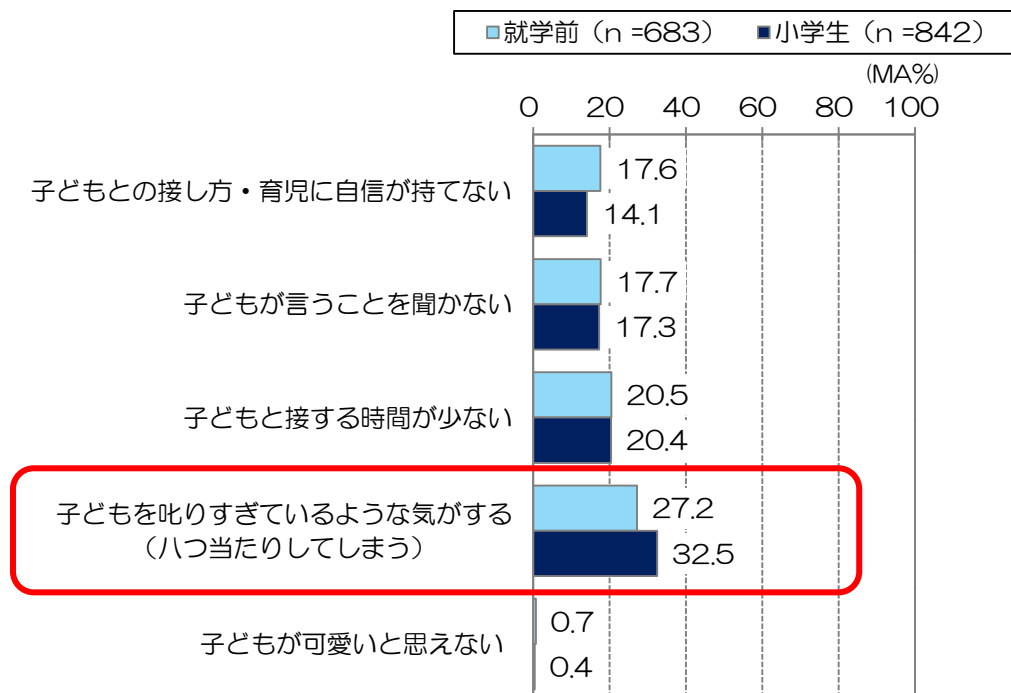
子育てについて日頃悩んでいることや不安なことについて、『子どものこと』では就学前は「子どもの健康や発育・発達に関すること」が最も多く、小学生は「子どもの友だち付き合いやいじめに関すること」が最も多くなっています。

【子どものこと】



『子どもとの関わり方のこと』では、就学前、小学生ともに「子どもを叱りすぎているような気がする(ハつ当たりしてしまう)」が最も多くなっています。

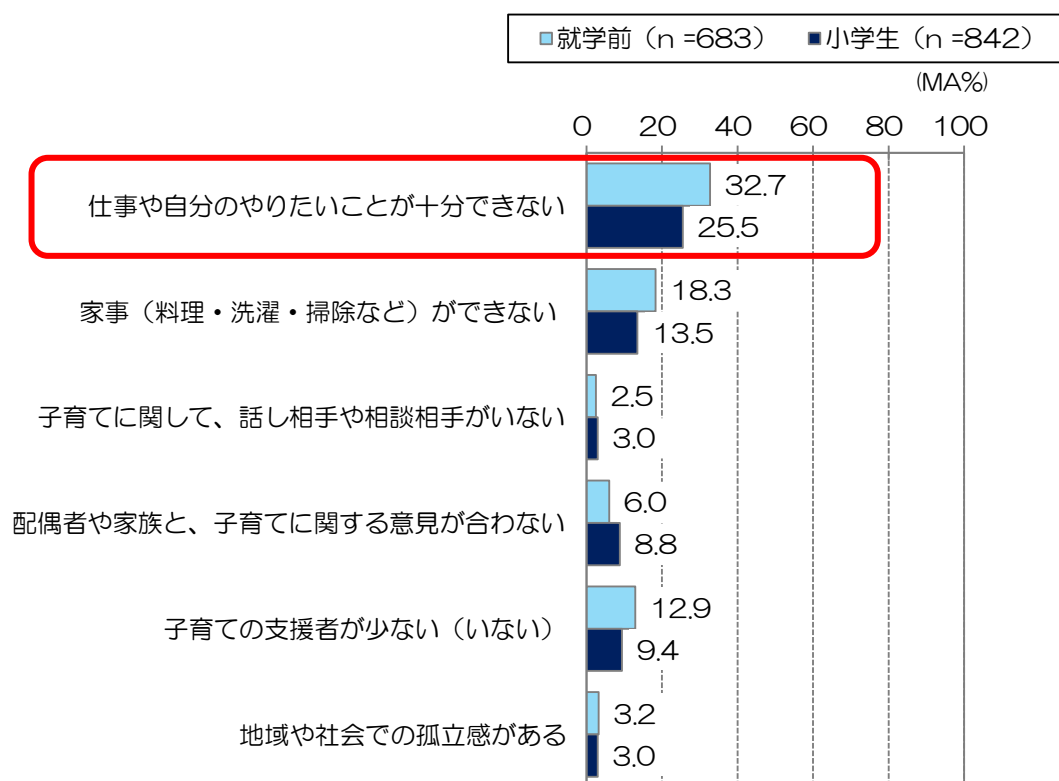
【子どもとの関わり方のこと】



 : 子育てについて日頃悩んでいることや不安なことについて、分野ごとに上位の項目

『仕事・家事のこと、子育て環境のこと』では、就学前、小学生ともに「仕事や自分のやりたいことが十分できない」が最も多くなっています。

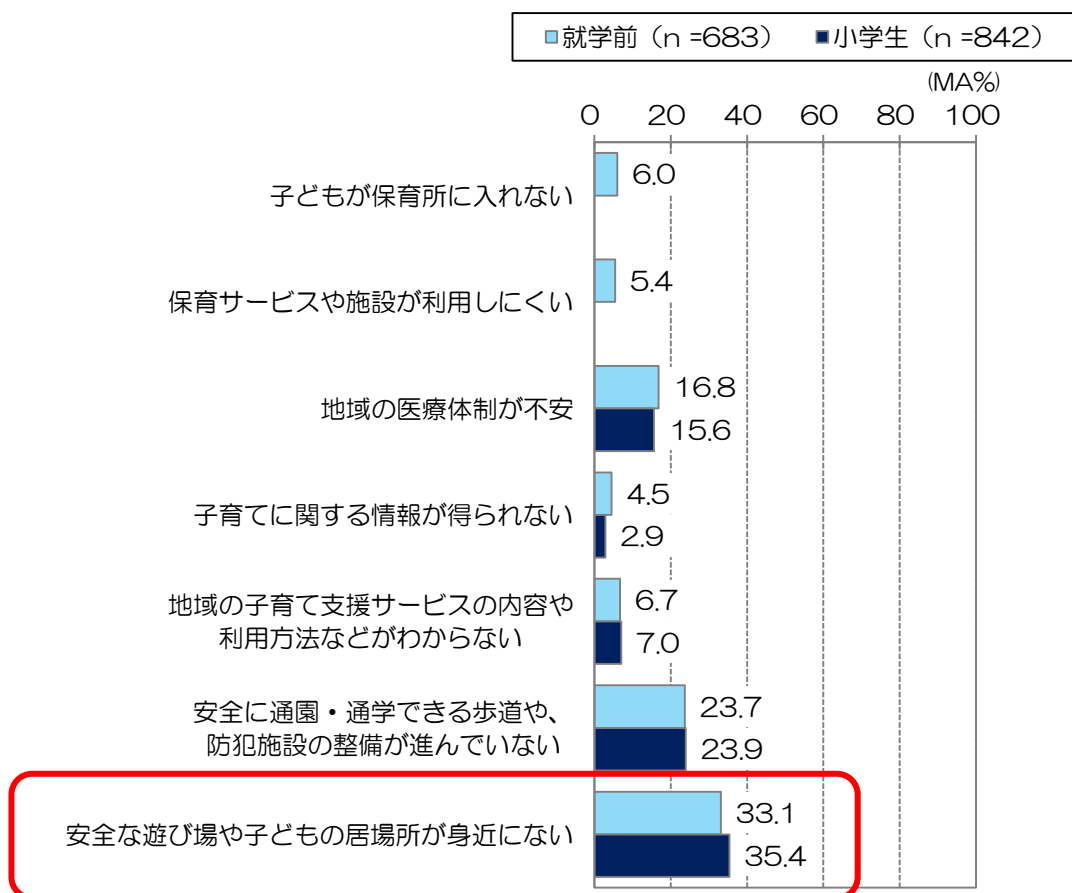
【仕事・家事のこと、子育て環境のこと】



：子育てについて日頃悩んでいることや不安なことについて、分野ごとに上位の項目

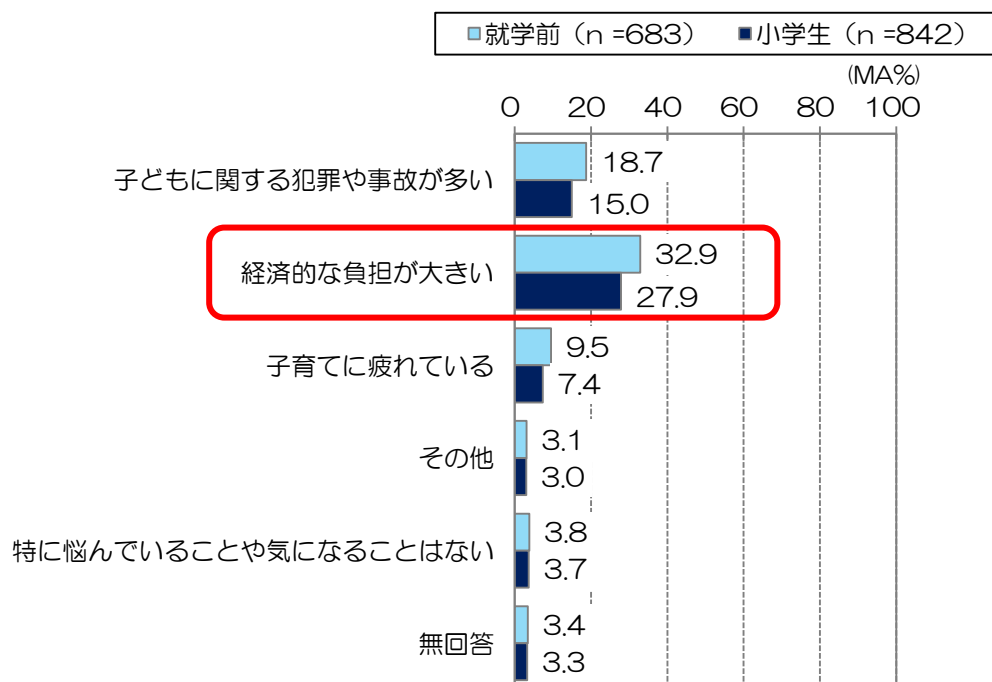
『子育て支援のこと』では、就学前、小学生ともに「安全な遊び場や子どもの居場所が身近にない」が最も多くなっています。

【子育て支援のこと】



『その他』では、就学前、小学生ともに「経済的な負担が大きい」が最も多くなっています。

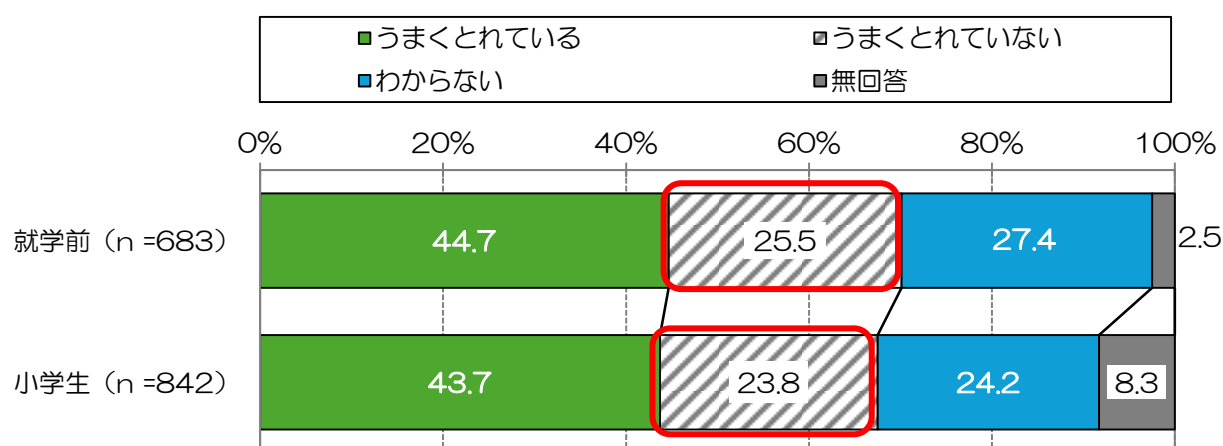
【その他】



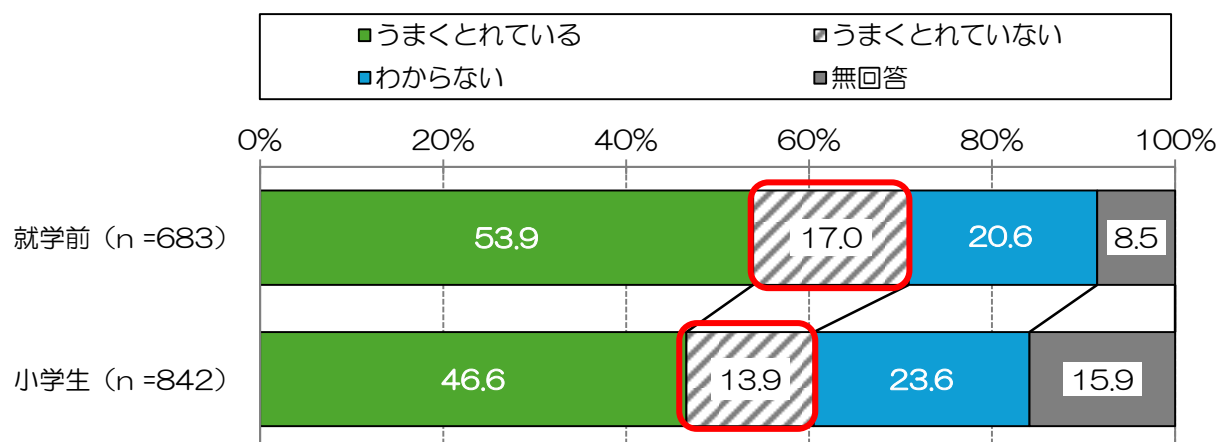
③仕事と仕事以外の生活の調和と仕事と子育てを両立させる上で大変だと感じること

仕事と仕事以外の生活の調和がとれているかについて、母親では就学前、小学生ともに「うまくとれている」が最も多いものの、「うまくとれていない」もそれぞれ25.5%、23.8%となっています。父親では就学前、小学生ともに「うまくとれている」が最も多く、母親に比べて「うまくとれていない」の割合が少なくなっています。

【仕事と仕事以外の生活の調和について 母親】



【仕事と仕事以外の生活の調和について 父親】



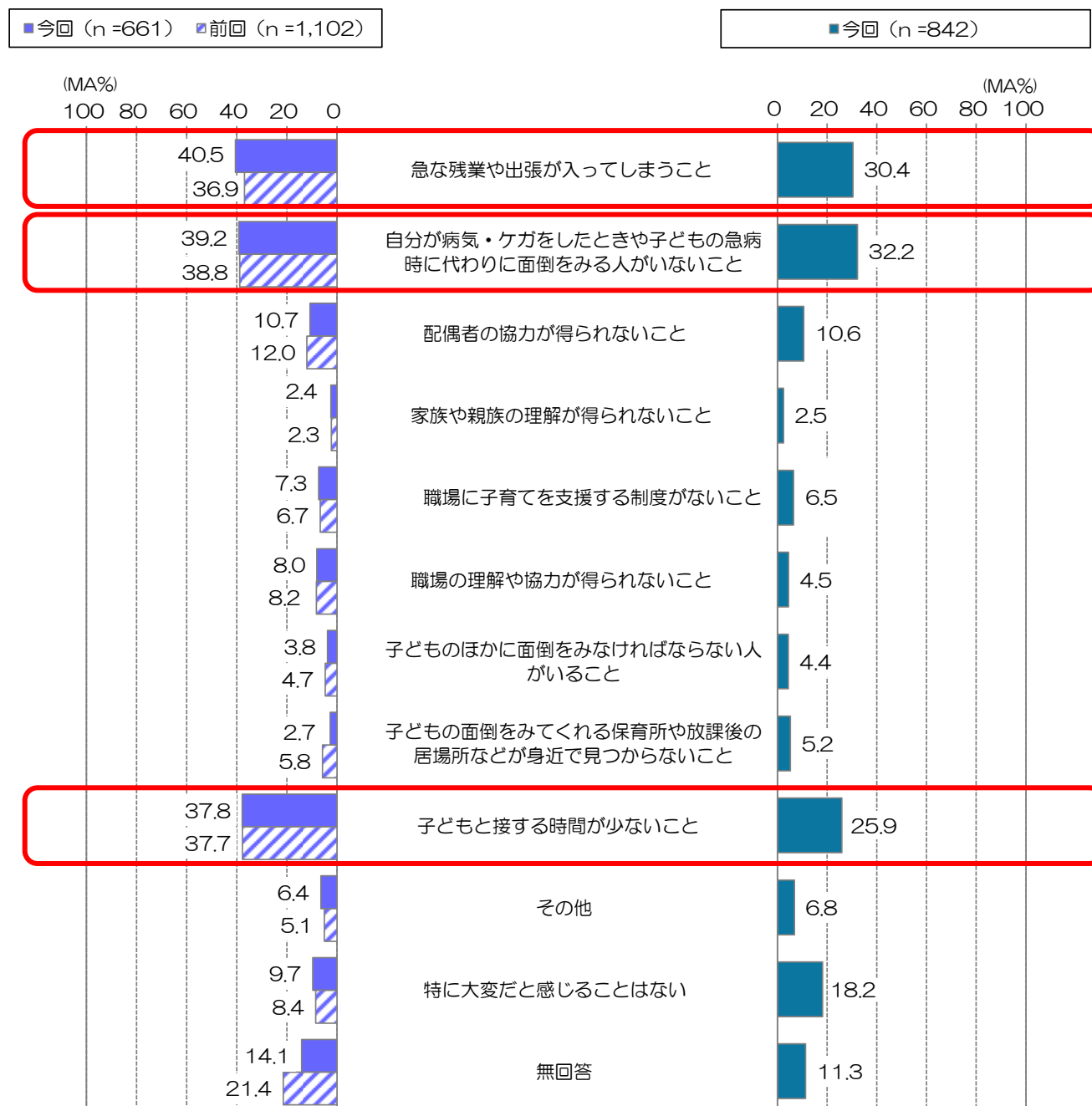
 : 仕事と仕事以外の生活の調和がうまくとれていない人の割合

仕事と子育てを両立させる上で大変だと感じるについて、就学前では上位3項目は前回と同じで「急な残業や出張が入ってしまうこと」「自分が病気・ケガをしたときや子どもの急病時に代わりに面倒をみる人がいないこと」「子どもと接する時間が少ないこと」が多くなっています。小学生でも同様の項目が上位3位を占めています。

【仕事と子育てを両立させる上で大変だと感じること】

【就学前】

【小学生】



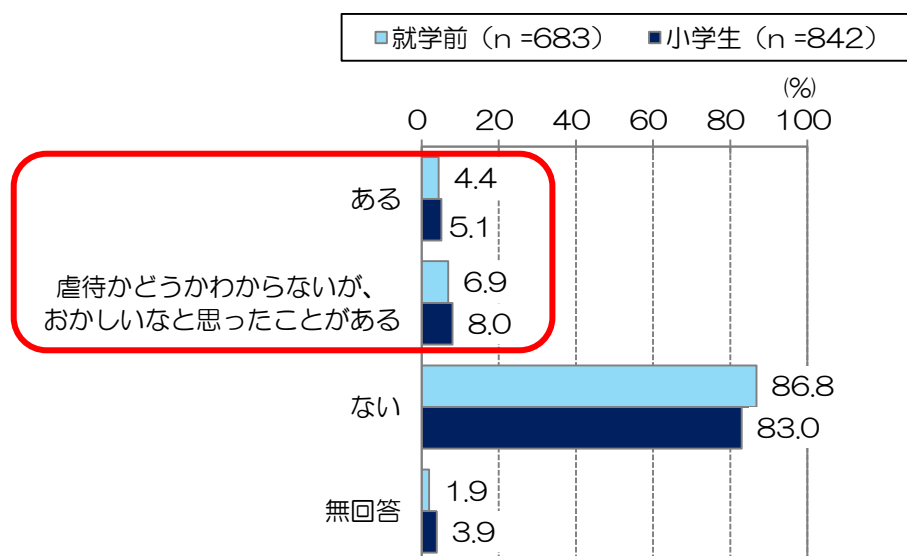
: 仕事と子育てを両立させる上で大変だと感じることの上位3項目

(5) 児童虐待について

児童虐待について、『身近で児童虐待を見聞きしたこと』が「ある」と「虐待かどうかわからないが、おかしいなと思ったことがある」と回答した人は、就学前、小学生ともに10%を上回っています。

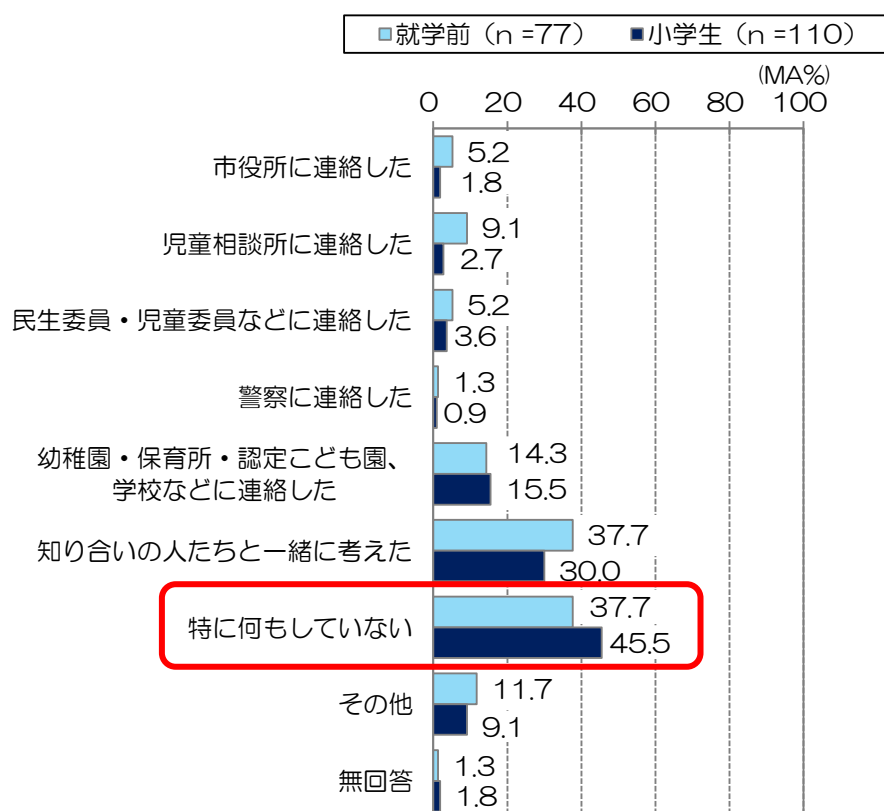
児童虐待を見聞きしたときの対応について、就学前、小学生ともに「知り合いの人たちと一緒に考えた」「特に何もしていない」が多くなっています。

【身近で児童虐待を見聞きしたこと】



 : 児童虐待を見聞きしたことが“ある”または“おかしいなとおもったことがある”人の割合

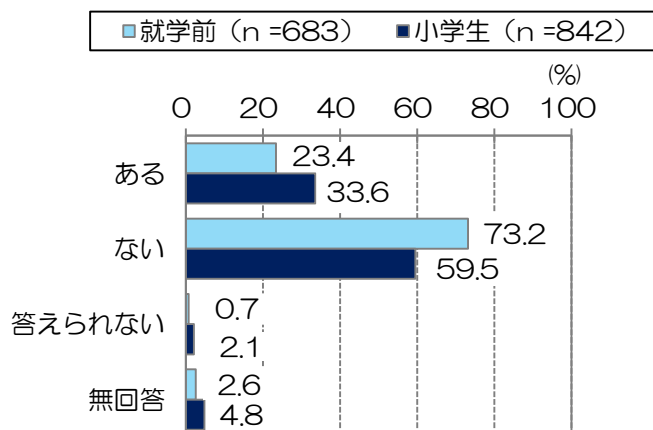
【児童虐待を見聞きしたときの対応】



 : 児童虐待を見聞きした時、特になにもしない人の割合

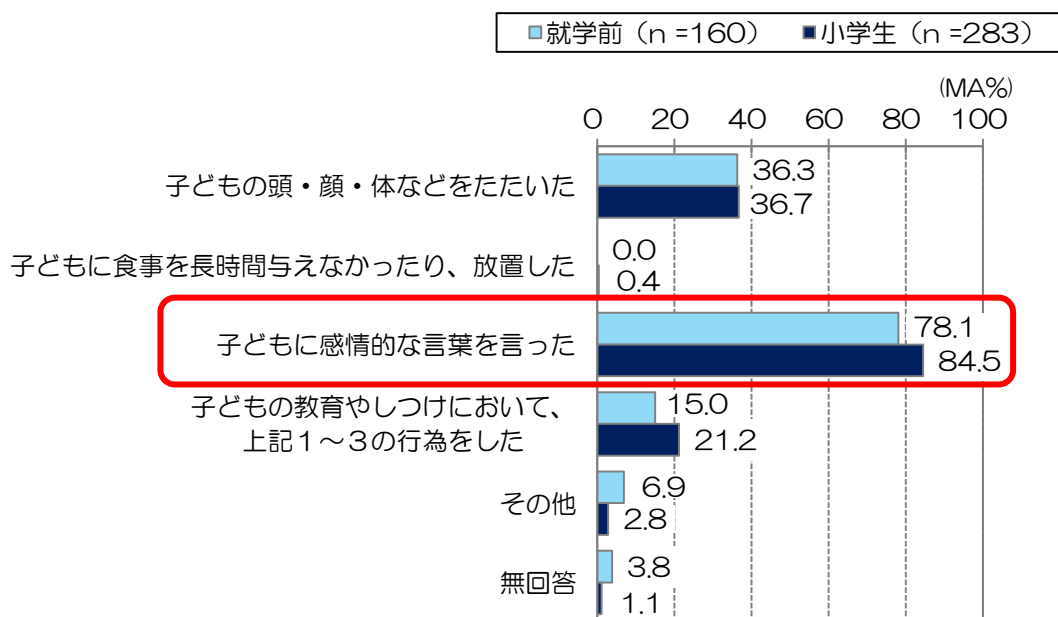
あなた自身が虐待をしているのではと思ったことについて、就学前では「ある」が23.4%、小学生では33.6%となっています。

【あなた自身が虐待をしているのではと思ったこと】



あなた自身が虐待をしているのではと思ったのはどのような行為かについて、就学前、小学生ともに「子どもに感情的な言葉を言った」が最も多く、約80%を占めています。

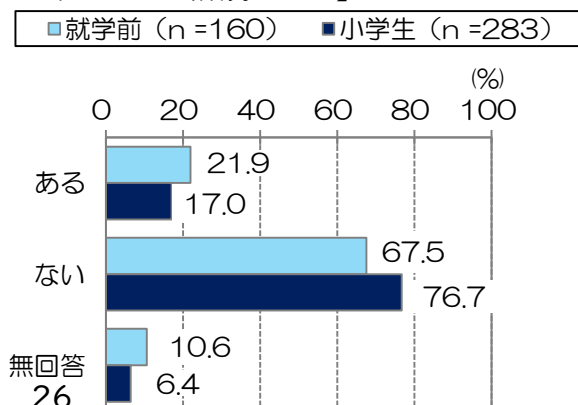
【あなた自身が虐待をしているのではと思ったのはどのような行為か】



子どもに感情的な言葉を言った :あなた自身が虐待をしているのではないかと思った行為で最も多い項目

虐待だと感じたときに、どこかへ相談したかについて、就学前、小学生ともに「ある」が約20%となっています。

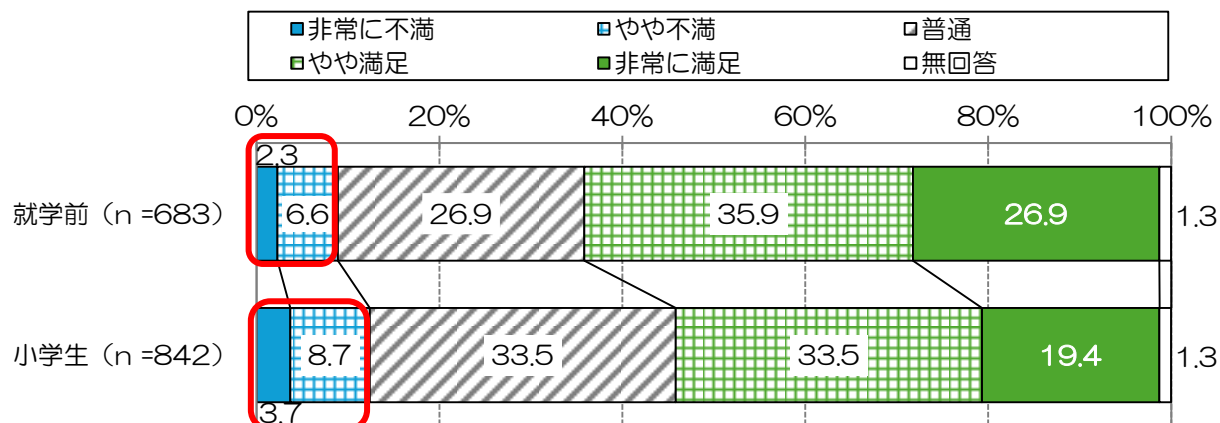
【虐待だと感じたときに、どこかへ相談したか】



(6) お住まいの地域における満足度について

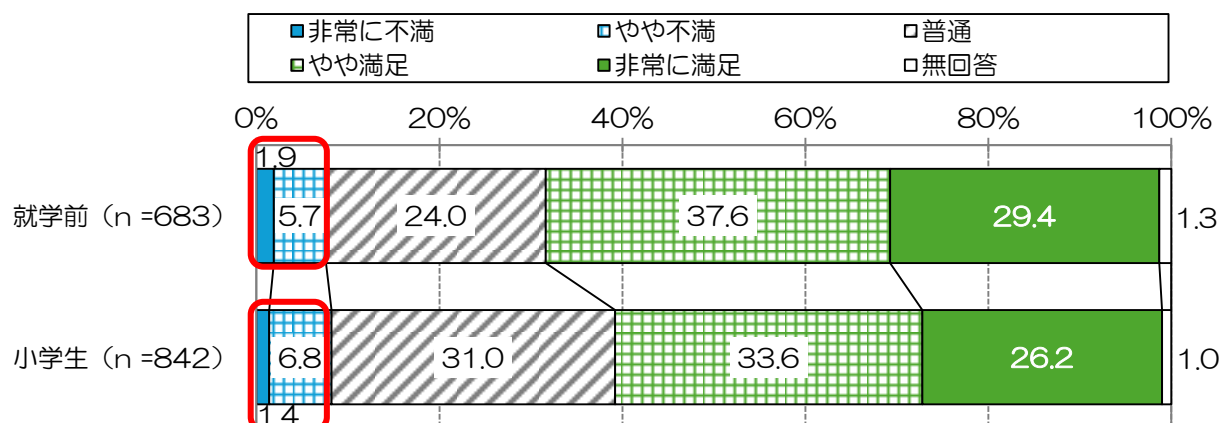
お住まいの地域における満足度について、『住環境について』では就学前、小学生ともに「やや満足」と「非常に満足」を合わせた“満足”が半数以上を占めています。

【住環境について】



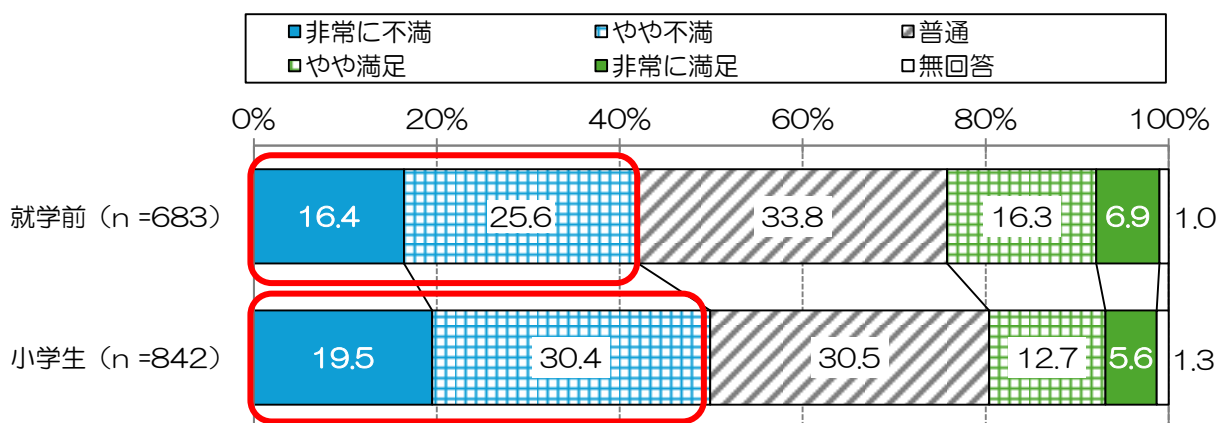
『自然環境について』では就学前、小学生ともに“満足”が約60%を占めています。

【自然環境について】



『公共交通機関について』では就学前は「非常に不満」と「やや不満」を合わせた“不満”は約40%であるのに対し、小学生は約50%と若干多くなっています。

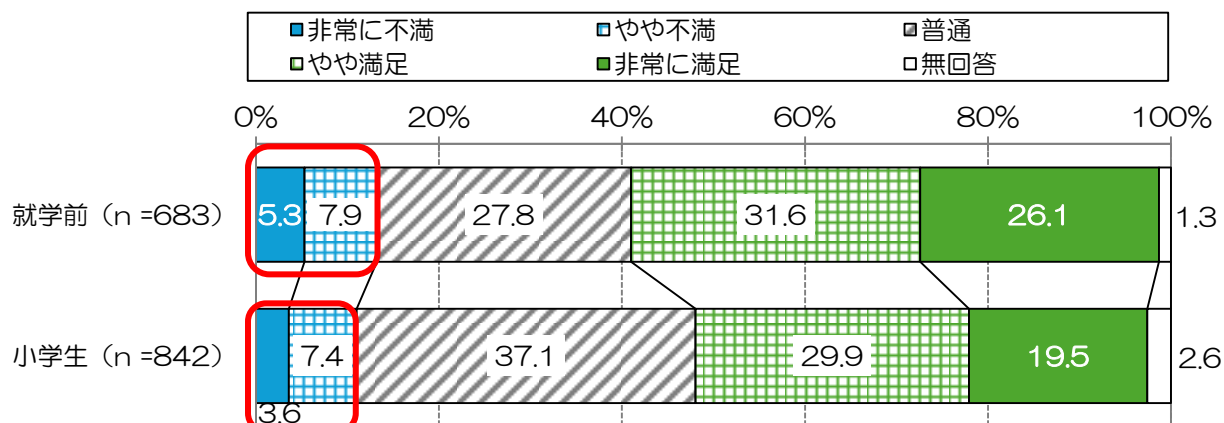
【公共交通機関について】



□ : 不満に感じている人の割合

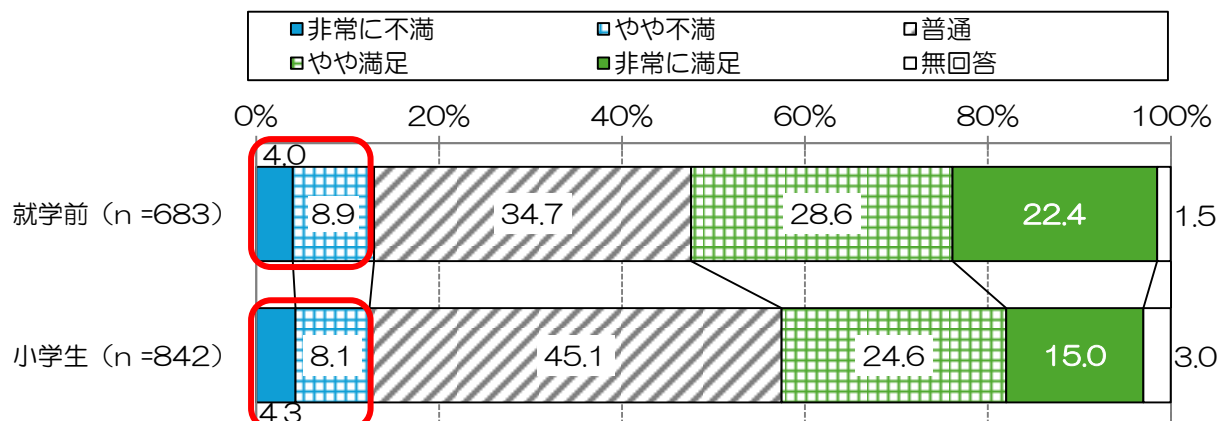
『幼稚園や保育所などの利用について』では就学前は“満足”が約60%なのに対し、小学生は50%を下回っています。

【幼稚園や保育所などの利用について】



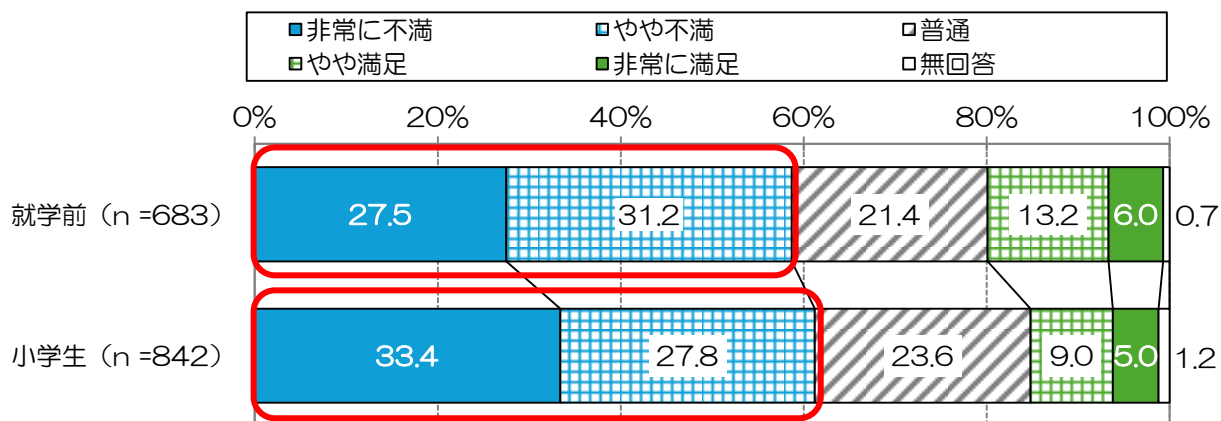
『保育サービスについて』では就学前、小学生ともに“不満”は同程度であるものの“満足”は就学前では約50%なのに対し、小学生では40%を下回っています。

【保育サービスについて】



『公園など子どもの遊び場について』では就学前、小学生ともに“不満”が約60%を占めています。

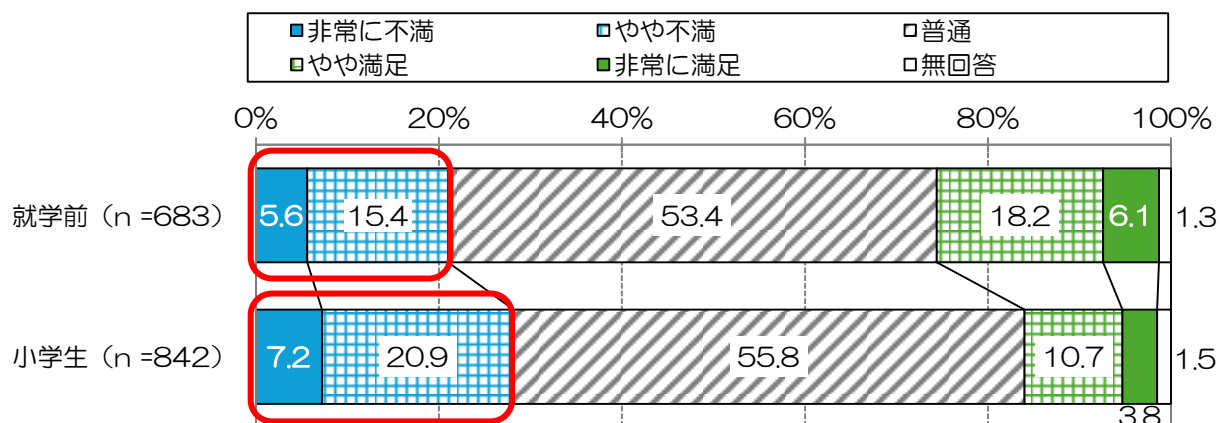
【公園など子どもの遊び場について】



 : 不満に感じている人の割合

『子育てに関する情報について』では就学前は“不満”が約20%、小学生は約30%を占めています。

【子育てに関する情報について】



5.6 : 不満に感じている人の割合



3. 本市の課題

(1) 男女がともに子育てに取り組める、子育てしやすい環境づくり

香南市では、子どもの人口はもとより、すべての世代で人口が減少傾向にあります。男女ともに20～49歳の未婚率は上昇傾向にあり、共働き世帯のうち子どもありの世帯の割合も減少しており、子どもを生み育てやすいまちづくりが求められています。

また、女性の就業率が結婚や出産などを理由に低下するM字曲線は、平成2年と比べると解消されており、保育ニーズは今後も高まっていくことが予想されます。

就学前のアンケート調査結果において、育児休業を取得しなかった理由について、父親では「仕事が忙しかった」「収入減となり、経済的に苦しくなる」「職場に育児休業をとりにくい雰囲気があった」が上位を占め、それぞれの項目の割合は前回より増加しています。

また、母親では仕事と仕事以外の調和がうまくとれていないと感じる人が約25%と父親に比べて約10ポイント多くなっています。

仕事と子育てを両立させる上で大変だと感じることとして「急な残業や出張が入ってしまうこと」「自分が病気・ケガをしたときや子どもの急病時に代わりに面倒をみる人がいないこと」「子どもと接する時間が少ないこと」が上位を占めています。

男女がともに協力して子育てを行い、仕事と生活の調和がとれる環境づくりが必要となっています。

(2) 子育ての不安や負担を軽減する子育て支援の充実

就学前のアンケート回答者の約半数の保護者が子育てに不安や負担を感じています。日頃悩んでいることとしては、子どもの「健康や発育・発達」(51.8%)、「食事や栄養」(46.1%)、「教育」(41.7%)、「いじめに関すること」(31.9%)、「仕事や自分のやりたいことが十分でないこと」(32.7%)、「安全な遊び場や居場所が身近にないこと」(33.1%)、「経済的な負担が大きいこと」(32.9%)などが多くなっています。

また、就学前・小学生ともに、保護者の悩みの第1位の発育・発達面が気になったときの相談先は家族以外の上位3位は、就学前アンケートでは第1位が「幼稚園や保育所の先生」(36.4%)、第2位「インターネットで調べた」(32.6%)、第3位「市の保健師」(24.2%)、小学生アンケートでは第1位は「友人・知人」(68.6%)、第2位「小学校教諭」(27.4%)、第3位「かかりつけの医師」(9.6%)となっています。

また、子育てで不安や負担を感じるかにおいて、「非常に不安や負担を感じる」と答えた割合は就学前アンケートで4.0%、小学生アンケートで8.3%となっており、就学前より増加しています。

子育て世帯の不安や負担を軽減し、親が子育てや子育てに喜びを感じながら子育てしていける環境づくりを目指していくことが必要です。

(3) 子どもの居場所づくりや子育ての情報提供に関する満足度の向上

地域における満足度についての問いにおけるワースト3は、就学前・小学生ともに第3位「子育てに関する情報提供」、第2位「公共交通機関」、第1位「公園など子どもの遊び場や居場所に関すること」となっています。

児童館や図書館など既存の建物等を活用した子どもの居場所づくりに努めるとともに、居場所に関する情報提供に加え、子育て支援に関する情報提供の方法について検討していく必要があります。



第3章 計画の基本的な考え方

1. 基本理念

本計画は、地域全体で香南市の未来を支える子どもたちを育むことを目指しています。

子どもは、香南市の未来を支えていく、かけがえのない宝です。すべての子どもが、豊かな愛情に包まれ、夢と希望を持ち、自分と他者を大切にする心や社会規範を身につけるなかで、道徳心を養い、地域社会の一員として健やかに育っていくことは、すべての香南市民の願いです。

子育てにおいては、保護者が第一義的な責任を有するという基本的認識のもと、地域住民、学校や保育所等関係者なども含めたすべての大人は、子どもたちの自ら学び育つ力を尊重しながら、一人ひとりの状況に応じた支援を行っていくことが大切です。さらに大人には、子どもの模範となり、それぞれが連携して、社会全体で子どもを育てる力を高めることにより、子どもたちが香南市に愛着と誇りを持ち、未来の担い手として自立し、将来自らの子どもを安心して生み育てていくことができる環境を整えていく役割と責任があります。

基本理念は、第2期計画の基本理念を継承し、香南市の子どもが、心身ともに健やかに成長していることがイメージできるよう『地域ぐるみで育もう 未来を支える香南キッズ』とします。

『地域ぐるみで育もう 未来を支える香南キッズ』

2. 基本的な視点

本計画は、次の基本的な視点のもと、各種施策を展開していくものとします。



1 子どもの幸せを第一に考える視点

子ども・子育て支援については、大人の視点だけで考えるのではなく、「子どもの権利条約」や「児童憲章」にも掲げられているように、香南市のすべての子どもの利益や子ども自身の意思が最大限尊重されることが重要です。

国籍や出生、性別、障害の有無などにより差別されることなく、子ども一人ひとりの人権が尊重され、それぞれの個性と能力が活かされるよう、常に「子どもの幸せを第一に考える」視点で取り組みます。

2 親育ちの視点

核家族化や厳しい経済状況等を背景に、子どもに向き合う余裕がない保護者や、子育てに不安や悩みを抱えている保護者が増えている状況のなかで、良好な親子関係を築いていくためには、子どもへの関わり方や子どもの育ちについて保護者が理解を深めることが重要です。親が子どもに対して適切な関わりができるような施策、すなわち「親育ち」への支援を関係機関と連携を図りながら推進します。

3 すべての子どもと家庭を地域社会全体で支援する視点

仕事と育児の両立支援の充実を図るだけでなく、障害、疾病、虐待、貧困、子育ての孤独感など、様々な問題を抱えた子どもや子育て家庭への支援が重要となっています。

一人ひとりの子どもの健やかな育ちを等しく保障するため、社会的な支援の必要性が高い子どもやその家族を含め、広くすべての子どもと家庭への支援を地域社会全体で行うという視点に立った取組を推進します。

4 子ども・子育て支援の量と質を充実させる視点

家庭のニーズや地域の実情を踏まえ、すべての子どもと子育て家庭を対象として、教育・保育施設、放課後児童クラブなど地域における多様な子ども・子育て支援サービスの量的拡充と質的向上を図るという視点に立った取組を推進します。

5 仕事と生活の調和実現の視点

男女一人ひとりが、やりがいや充実感を感じながら働き、仕事上の責任を果たすとともに、多様な生き方が選択・実現でき、安心して結婚や子育てができる社会を目指すためには、仕事と生活の調和を実現することが重要です。

男女の働き方の見直しを進め、仕事と生活の調和を実現するためにも、国や県、企業など関係機関と連携しながら、地域の実情に応じた取組を推進します。

また、産前産後休業や育児休業後に、教育・保育施設が円滑に利用できるよう、教育・保育施設の量的確保と相談支援体制の充実に努めます。

3. 基本目標

香南市の未来を支える子どもたちを地域全体で育むことを目指し、次の6つの基本目標を掲げて、子ども・子育て支援施策を展開します。

基本目標1 地域における子ども・子育て支援

子どもや子育て家庭が社会のなかで孤立することなく、安心して子育てができるよう、地域ぐるみで支援を行います。

また、地域における子育て支援を推進するため、行政、関係団体・組織、地域住民が協働して子育てを支援するネットワークの構築に努めます。

基本目標2 質の高い教育・保育の提供

就学前からの一貫した教育を推進します。

子どもたちが自ら学ぼうとする意欲を高め、豊かな人間性とたくましく「生きる力」を身につけることができるよう、子どもたちの育ちを地域とともに支援します。

基本目標3 仕事と子育ての両立支援

男女がともに家庭責任を果たしながら、仕事と家庭の両立ができるよう、多様な保育サービスの充実に努めるとともに、関係機関と連携して働き方の見直しや労働環境の改善につながるよう啓発活動に努めます。

基本目標4 親と子の心と体の健康づくり

誰もが安心して妊娠・出産・子育てができるよう、また、子どもが健やかに育つことができるよう、妊娠・出産期から継続した心と体の健康づくりを推進します。

基本目標5 子どもと子育て家庭にやさしい環境づくり

子どもや子育て家庭が安心して暮らし、社会活動ができるよう、ゆとりある住環境や子どもや親子が安心して遊び、交流できる場の整備に努めるとともに、子どもを犯罪や交通事故の被害から守る取組を推進します。

基本目標6 配慮を必要とする子どもと家庭への支援

障害のある子どもや虐待等により、配慮を必要とする子どもやひとり親家庭、経済的困難を抱える家庭などへの支援の充実に努めます。

4. 計画の体系

基本理念 地域ぐるみで育もう 未来を支える香南キッズ

基本的な視点

- ★1 子どもの幸せを第一に考える視点
- ★2 親育ちの視点
- ★3 すべての子どもと家庭を地域社会全体で支援する視点
- ★4 子ども・子育て支援の量と質を充実させる視点
- ★5 仕事と生活の調和実現の視点

基本目標

1 地域における 子ども・子育て支援

1. 子育てを支える地域コミュニティの育成
2. 子育て相談の充実・情報提供機能の強化
3. 地域子ども・子育て支援事業の充実と適切な運営
4. 家庭教育・地域教育の推進
5. 子育てに係る経済的負担の軽減

2 質の高い 教育・保育の提供

1. 保幼小中連携（一貫）教育の推進
2. 生きる力を育む教育の推進
3. 地域における青少年の健やかな育成

3 仕事と子育ての 両立支援

1. 多様な保育事業の提供
2. 放課後児童クラブの拡充
3. ワーク・ライフ・バランスの推進

4 親と子の心と体の 健康づくり

1. 母子保健の充実
2. 思春期保健対策の充実
3. 食育の推進

5 子どもと子育て家庭に やさしい環境づくり

1. 子どもと子育てに配慮したまちづくりの推進
2. 子どもの安全の確保

6 配慮を必要とする 子どもと家庭への支援

1. 児童虐待防止対策の推進
2. ひとり親家庭への支援体制の充実
3. 障害のある子どもと家庭への支援の充実
4. 経済的困難を抱える家庭への支援の充実
5. 子育て中の外国人家庭への支援・配慮

第4章 分野別施策の展開

Ⅰ 地域における子ども・子育て支援

(1) 子育てを支える地域コミュニティの育成

施策の方向

地域の人と人のつながりが希薄になりがちな現代では、子育て家庭が孤立しやすい状況となっています。家庭だけでなく、地域ぐるみで子どもを育てていくために、家庭・地域・学校の連携・協働を進めることで、子どもや子育て家庭への支援をします。子どもから高齢者まで様々な人が地域活動に参加・交流し、地域を活性化させて子育てを中心とした地域社会のつながりの再生を促進します。

また、保護者同士の交流を進めるためにも、子育てサークルなどの育成と活動支援に努めます。

主な施策

施策名	施策の内容
①子育て支援に向けた意識啓発	○関係課が様々な機会に連携し、情報ネットワーク等を活用しながら、子育て家庭だけでなく、市民全体に地域での子育て支援意識の啓発を行っていきます。
②地域における子育て支援活動の推進	○各種行事における交流など、保育所、幼稚園、認定こども園、子育て支援センター、児童館、学校と各地区のまちづくり協議会、各種住民組織との交流・連携を図り、子どもの育成を地域で見守り、支援する体制づくりを推進します。
③子育て支援ボランティアの育成・支援	○関係機関、団体と連携しながら養成講座を開催することで、子育て支援ボランティアの育成、地域人材の確保に努めます。
④子育てサークルなどの育成・支援	○育児サークル等の活動について、子育て支援センターが支援を行うとともに、新たなサークルの育成、支援者の質の向上に努めます。
⑤地域福祉の推進	○地域ぐるみの子育て支援の推進、児童福祉・障害福祉・高齢者福祉等の各計画を横断的につなぎ、課題を共有・解決するため、「第3次香南市地域福祉計画・地域福祉活動計画」と連携した取組を推進します。 ○子育て世代や高齢者、障害者・児に対する個別の支援では対応しきれない制度のはざまの問題や地域の課題解決に向けて、包括的な取組を行います。

(2) 子育て相談の充実・情報提供機能の強化

施策の方向

改正児童福祉法（令和4年6月）により、「子ども家庭総合支援拠点」（平成30年4月に福祉事務所に設置）と「子育て世代包括支援センター」（平成28年4月に健康対策課に設置）の設立の意義や機能は維持した上で組織を見直し、福祉事務所（児童福祉）と健康対策課（母子保健）の両課で「こども家庭センター」を（令和6年4月）設置しました。「こども家庭センター」では、すべての妊産婦、子育て家庭、子どもへの一体的な相談支援を行うため、母子保健・児童福祉の両機能の連携・協働を深め、切れ目なく、漏れなく対応する体制の充実に努めます。

また、香南市総合子育て支援センター「にこなん」では、拠点1か所、出張ひろば4か所で子育てに関する情報提供や相談支援を行っています。

さらに、保育所や幼稚園、認定こども園等の地域開放による、身近な地域での情報提供・相談体制づくりに努めるとともに、訪問指導や電話相談、乳幼児健診、市広報、ホームページなど多様な機会・媒体を活用し、子育てに関する正しい知識や情報の提供、相談支援に努めます。

主な施策

施策名	施策の内容
①こども家庭センターの充実 （母子保健）	○妊娠期から子育て期にわたる総合的な相談対応や、必要に応じて個別にサポートプランを作成し、保健・医療・福祉・教育等の関係機関による切れ目のないサポート等の支援体制の充実に努めます。 ○妊産婦及び乳幼児の健康の保持及び増進に関する支援に必要な実情を把握し、こども家庭センターとして、合同ケース会議の実施等により児童福祉と連携を強化し、支援が必要な妊産婦や子育て世帯への支援を協働して行っていきます。 ○妊娠・出産・育児に関する各種の相談に対応し、妊産婦及び乳幼児に対する情報提供・助言・保健指導を行います。 ○母子健康手帳の交付の際に、こども家庭センターにおいて全妊婦に対して必ず面接を実施した上で交付し、個々の状況把握と必要な情報提供等を行います。 ○保健医療または福祉の関係機関との連絡調整を行います。 ○健康診査や助産、その他の母子保健に関する各種事業を実施します。 ○すべての妊産婦や乳幼児の健康の保持及び増進に関する包括的な支援を行うことを目的に、相談対応や健診等の各事業を継続していきます。 ○関係機関の連携強化や既存の社会資源の把握・開拓などの地域における体制づくりに取り組んでいきます。

施策名	施策の内容
②総合子育て支援センター「にこなん」を拠点とした支援体制の充実	○総合子育て支援センター「にこなん」を拠点に、より柔軟な子育て支援体制の構築に取り組みます。 ○就学前の保護者の子育てに対する不安感や悩みを軽減し、子育てに活かしていただけるよう、妊娠から出産、育児まで、関係機関と連携しながら子育て中の保護者の目線に立った、切れ目のない寄り添い型の子育て支援を行います。 ○保育所や幼稚園、認定こども園などに通っていない就学前児童とその保護者に対し、出張ひろばとして保育所の施設を一部開放し、子どもの遊び場や保護者の相談・交流の場を提供します。 ○相談体制の拡充や病後児保育などサービスを充実させることにより利用者の増加を目指し、「香南市子育てガイドブック」とホームページ「香南キッズ」を併用して、子育て情報の発信強化及び利用促進につなげます。
③子育てに関する情報提供や相談体制の充実	○子育て中の保護者の目線に立ち、寄り添い、様々な不安や悩みを持つ保護者に対する子育て相談や援助などを行います。 ○SNSを活用した市のホームページと連動した情報発信ツール「LINE」の普及と合わせて、子育て情報サイト「香南キッズ」の周知を図っていきます。 ○母子健康手帳の交付時、訪問指導や電話相談、乳幼児健診、市広報、ホームページ、子育て情報サイト「香南キッズ」など多様な機会・媒体を活用し、子育てに関する正しい知識や情報の提供、相談支援に努めます。 ○保健・福祉・教育などに関する行政窓口をはじめ、保育所、幼稚園、子育て支援センター「にこなん」や児童館などと連携を密にし、電話や窓口などによるきめ細やかな相談支援に努めます。
④こども家庭センターの充実（児童福祉）	○子育てや養育、虐待、非行など、子どもとその家庭及び妊産婦に関する、様々な悩みや不安などの相談対応の充実に努めるとともに、関係機関との連携を図り、児童虐待の予防や早期発見、早期支援や子育てに関する相談支援活動の充実に努めます。 ○こども家庭センターの役割や機能などの啓発と広報を行い、周知をしていきます。 ○教育部署等の関係機関と情報共有や共通認識に努め、協働して適切な支援の提供と評価を行います。

(3) 地域子ども・子育て支援事業の充実と適切な運営

施策の方向

子どもや子育て家庭を支援する事業として、子ども・子育て支援法第59条に規定する地域子ども・子育て支援事業の充実と適正な運営に努めます。

主な施策

施策名	施策の内容
①地域子ども・子育て支援事業の充実	○本計画の第5章 「子ども・子育て支援事業（事業量の見込みと確保方策）」参照
施策名	施策の内容
②地域子ども・子育て支援事業の適正な運営	○学識経験者、教育・保育事業者、地域の子育て関係団体等及び子どもの保護者で組織する「香南市子ども・子育て会議」において、事業の実施状況等について定期的に点検・評価を行う事で適正な運営に努めます。



(4) 家庭教育・地域教育の推進

施策の方向

子どもの発達段階に応じた家庭教育に関する学習機会や情報を提供します。

主な施策

施策名	施策の内容
①家庭教育に関する情報提供の充実	○保護者会やPTAなどの会合時に家庭教育に関する資料を提供するなど、子どもの成長に応じた情報提供を充実させます。 ○10か月相談に合わせて、絵本を開く楽しい体験とあたたかなメッセージを伝え、絵本を手渡します。親子の触れ合いを促進するとともに、乳幼児期から絵本に親しむことや読み聞かせの大切さを啓発します。
②子育てや家庭教育に関する学習機会の充実	○子育て支援センターにおいて、乳幼児の保護者を対象とした育児学級を開催し、子育て不安の軽減を図るとともに、仲間づくりを支援します。 ○保育所、幼稚園、認定こども園等、小中学校、保護者と連携し、子育てに関する不安や悩みを解消・軽減するために、親子交流や教育・保育・医療などの専門家による学習会を開催するなど、家庭教育学級の充実を図ります。
③地域活動を通じた家庭教育の充実	○公民館活動やまちづくり協議会の行事などによる親と子の触れ合い、家族間や世代間交流を積極的に推進し、子ども同士、親同士の仲間づくりを進めるとともに、家庭教育に関する情報交換など、ともに支え合いながら子育てを行える環境づくりを推進します。 ○母親だけでなく、父親や祖父母等の参加も増やせるような教室の内容について検討していきます。

(5) 子育てに係る経済的負担の軽減

施策の方向

家庭で子育てをする保護者の支援に努めるとともに、子育て家庭への生活支援の一環として、各種手当の支給や医療費の助成、保育料の減額などを行い、子育て家庭の経済的負担を軽減します。

主な施策

施策名	施策の内容
①各種手当の支給	○国や県の制度に基づき、対象となる児童を養育している保護者に対して適切に児童手当、児童扶養手当、特別児童扶養手当、障害児福祉手当を支給します。 ○特別児童扶養手当・障害児福祉手当について、対象となりそうな児童がいた場合は保護者の方に案内をしており、漏れがないよう努めます。
②医療費の助成	○高校3年生までの健康保険適用分の医療費の自己負担分を助成します。 ○ひとり親家庭の父母や子どもたちを対象に、健康保険適用分の医療費の自己負担分を助成します。 ○重度・中度障害のある人を対象に、医療費のうち、健康保険適用分の医療費の自己負担分を助成します。 ○ライフステージによって切れ目のない支援を行います。
③幼稚園・保育所等の利用料の負担軽減	○特定教育・保育施設を利用する3歳以上及び住民税非課税世帯の0歳から2歳児についての利用料が無償であるほか、同時期に保育所等を利用している第2子以降の利用料を無料にしています。 ○副食費は保護者の実費負担ですが、子育て世代の負担軽減を目的として、国で定められた免除対象者以外について、国の公定価格分を市が負担しています。
④就学・就園援助等の実施	○経済的な理由で就学が困難な児童・生徒に対し、学用品費などを援助します。 ○就学前児童の教育・保育に必要な物品の購入に要する費用について、低所得者の負担軽減に努めます。

2 質の高い教育・保育の提供

(1) 保幼小中連携（一貫）教育の推進

施策の方向

生きる力を支える確かな学力をはじめ、人間関係づくりの基礎となるコミュニケーション能力、規範意識、自尊感情など、子どもたちが生きていく上で必要な資質・能力を育成することを目指し、「香南市保幼小中連携カリキュラム」を作成し、市内すべての保育所、幼稚園、認定こども園等、小中学校が緊密に連携しながら、子どもたちの学びと育ちを連続させるための取組を展開します。

また、保育所、幼稚園、認定こども園等及び小学校における指導指針である「香南市保幼小中連携プログラム」に基づき、教職員が互いの教育・保育内容への理解を深め、子ども一人ひとりの発達段階に応じた指導の継続性を確保するための取組を進めます。

主な施策

施策名	施策の内容
①保幼小中連携（一貫）教育の推進	○「香南市保幼小中連携カリキュラム」、「香南市保幼小中連携（一貫）プログラム」に基づく保幼小中連携（一貫）教育を推進します。 ○中学校区連携推進研究事業（市主催）に基づき、保幼小中・家庭・地域連携担当者会（市主催）や保幼小接続・連携担当者会（市主催）を実施しています。 ○互いの校種が緊密に連携しながら、「魅力ある園・学校づくり」を推進し、各中学校区で「居場所づくり」と「絆づくり」の実践や「のりしろ期」の取組を継続的に実践しています。 ○中学校区で目指す子どもの姿を確認し、子どもの姿を中心に語り合い共有することによって、それまでの経験や学びを活かす取組の充実を図ります。 ○子どもたちが安心して学び合い、自己発揮することのできる居場所づくりを行います。 ○発達支持的な風土をつくり、子どもたちの成長をともに認め、喜び合うチームとしての中学校区の連携を推進します。

(2) 生きる力を育む教育の推進

施策の方向

子どもたちが、生きる力や社会生活に必要な基礎・基本を身につける重要な場である学校教育においては、わかる・楽しく学べる授業を創造し、より確かな学力の向上、豊かな心の醸成や健やかな体の育成を目指します。

保育所、幼稚園、認定こども園等においては、幼児一人ひとりの発達に応じた基本的生活習慣の形成に努めるとともに、多様な体験・触れ合いを通じて、豊かな情操や思考力、表現力などの育成に努めます。

また、保幼小中、家庭、地域の連携・協働により、地域に開かれ信頼される保育所、幼稚園、認定こども園等、学校づくりに取り組みます。

すべての人が、それぞれの多様な個性や生き方の違いを認め合い、ともに生きているという認識を持ち、安心して生活できる社会、また、子どもたちにとって安心して学ぶことのできる「魅力ある園・学校」を目指し、人権感覚を培う人権教育を推進しています。また、子どもたちが性別に関わりなく個性や能力を発揮できるよう、学校教育全体を通じて男女平等を基本とした教育の充実に努めていきます。

主な施策

施策名	施策の内容
①地域に開かれ信頼される保育所・幼稚園・認定こども園等、学校づくりの推進	○すべての公立保育所、幼稚園、認定こども園、小中学校で評価を実施し、その結果をホームページ等を通じて広く公表することで、継続的な保育所運営や学校運営の改善に努めます。これにより、保護者や地域住民に対する説明責任を果たすとともに、保育所、幼稚園、認定こども園等、学校、家庭、地域の共通理解を深め、連携・協力して教育・保育の向上に取り組むことで、地域に開かれ信頼される保育所、幼稚園、認定こども園等、学校づくりに努めます。 ○保護者会やPTA、学校支援ボランティアとの連携を通じて、本の読み聞かせ・加力学習の支援・学校美化の推進などを行い、地域住民とともに子どもたちを育む取組を進めます。
②確かな学力の向上	○基礎・基本の学力の定着を図るなど確かな学力の向上に努めます。また、子どもたち一人ひとりに応じた指導を充実させるため、少人数指導や学習指導方法の改善に努めます。 ○子どもたちが学習の意義や大切さに気づき、自ら進んで取り組み、考え、行動できる学習活動を推進するとともに、家庭との連絡を密にし、家庭学習の習慣化や自学自習ができる子どもたちを育成します。 ○教師の指導性が強い授業から、ICT（クラウド）を活用しながら子どもが主体的に学んでいく授業へと授業観や学習観を転換し、これまでの実践とICTをベストミックスさせていく取組を推進します。 ○授業と授業外の学習のシームレス化を図り、子どもにとってやりがいや学びがいのある家庭学習となるように取組を進めていきます。

施策名	施策の内容
③健康・体力づくりの推進	○就学前からの「早寝・早起き・朝ごはん」や食育の取組を進め、基本的な生活習慣の確立と望ましい食生活の習慣化を推進します。 ○保育所や幼稚園、認定こども園等、学校における給食を通じて、また、栄養士・栄養教諭などによる食育を進めながら、子どもたちの健やかな心と体を育みます。 ○学校において身体を動かす「時間・空間・仲間」などを工夫し、運動習慣の定着・確立に向けた取組を進め、体力の向上を図ります。
④道徳教育の充実	○道徳の時間や総合的な学習の時間などで、子どもたちに命の大切さや他者への思いやりの心の育成、社会のマナー・ルールの大切さを習得させる取組を進めます。 ○道徳参観日の実施など、家庭・地域・学校が連携した道徳教育に取り組めます。 ○道徳教育担当者会の実施や、道徳教育推進教師を中心に、家庭や地域と連携しながら、道徳教育を推進しています。年2回、道徳意識調査を実施し、授業や取組の改善に努めています。 ○「道徳の授業において、自分の考えを伝えたり、ほかの人の考えを聞いたりしながら、自分のこと（生き方）についてよく考える子ども」を目指し、「考え、議論する道徳」の授業の充実及び、「学校・家庭・地域が一体となった道徳教育」を推進していきます。
⑤地域文化の継承と交流学習の推進	○地域に伝わる伝説や昔話、祭りや年中行事、民俗芸能、郷土料理などの学習を通じて、地域の歴史や文化についての知識や経験を培うとともに、学校外の人材を活用した交流学習、高齢者や障害のある人との交流やボランティアなどの体験活動を取り入れた教育を推進します。 ○昔話のSNS配信、新しい昔話が追加される場合のポスター配布、ケーブルテレビでの随時通年放送や公民館・市民館でのパネル展を行っています。 ○幅広い年代層の市民に郷土への愛着と文化財への意識向上を図るため、地域に伝わる昔話を知る機会を提供していきます。
⑥人権教育、男女共同参画教育、国際理解教育の推進	○人権を尊重することの重要性を正しく認識し、自分や他者を大切に、人権への配慮が態度や行動に現れるような人権感覚を身につけることができるような人権教育を推進します。 ○男女共同参画社会の実現に向けて、男女が対等なパートナーとして信頼関係を築いていくための教育を進めます。 ○国際的視野に立った人間の育成を目指し、外国語指導助手（ALT）の活用により、発達段階に応じた外国語指導の充実と異文化の理解、国際交流を推進します。
⑦環境教育・エコ教育、情報教育の推進	○地球的視野に立って、温暖化防止や環境を大切にすることについて、考え行動する環境教育、SDGsに関する取組を推進します。 ○情報教育を推進し、教職員の指導力の向上とともに、児童生徒の情報活用能力の育成を図ります。児童生徒とともに保護者への情報モラルの啓発にも努めます。

施策名	施策の内容
⑧芸術文化を通じた情操教育の推進	○文化・芸術を鑑賞し、あるいは、自ら文化・芸術活動を行うことは人間性を深め、感受性を豊かにすることにつながります。文化・芸術活動に触れ、学び、成果を発表できる機会の提供に取り組んでいます。心豊かに人生を過ごせるよう、幼少期から文化・芸術に接することができる機会づくりを進めます。 ○子どもを対象とした文化活動団体への補助金の交付や、岡本彌太文学賞の作品募集等により、若年層の文化・芸術活動の推進に努めます。 ○質の高い優れた芸術作品や演奏等の鑑賞機会の充実を図ります。
⑨子ども読書活動の推進	○読書活動は、子どもが言葉を学び、豊かな感性を磨き、幅広い知識を得て、考える力を育てます。子どもたちが自主的に読書活動ができるよう、就学前から家庭、地域、学校などが一体となって、読書の楽しさや大切さに気づくための取組を進めます。 ○野市図書館・香我美図書館で読書ボランティア団体による読み聞かせを毎週土曜日に行い、子どもが言葉や物語の世界に触れ親しむことで学習の基盤を築くための場所を提供し、想像力の育成や親子の絆の構築と発達を促しています。SNSやホームページで告知し、周知していきます。
⑩教職員の資質向上と研修体制の確立	○保育所、幼稚園、認定こども園等、学校ごとに課題に応じた研修体制を確立し、教職員や保育士の資質・指導力の向上に努めます。また、子ども一人ひとりの良さを活かし、可能性を引き出し伸ばす教育・保育を推進します。
⑪生徒指導・教育相談・支援体制の充実	○子どもたちが安心できる、自己存在感や充実感を感じられる場所をつくり出し（安心安全な園・学校づくり）、主体的に取り組む共同的な活動を通して、子どもたち自らが「絆」を感じとり、紡いでいくことで（場と機会の設定）、自己指導能力を育成していきます。 ○子どもたちや保護者の悩み・不安に対応するための教育相談活動を充実します。また、不登校やいじめの教育課題に対して、関係機関と連携しながら適切な対応に努めます。 ○「気づきの段階からの支援体制充実」に向け、子どもの心に寄り添った生徒指導、支援体制づくりを大切にしていきます。 ○1人1台タブレット端末を活用し、子ども自身が自分の気持ちを入力することによって、学校が組織的に児童生徒の心の状態を把握し、早期発見対応に活かせるツールとして『きもちメーター』の導入を推進し、より早期の組織的な支援の充実につなげていきます。
⑫キャリア教育の充実	○各校のキャリア教育全体計画に基づき、一人ひとりの社会的・職業的自立に向け、必要な能力や態度の育成に努めます。
⑬幼児教育の充実	○保育所、幼稚園、認定こども園等においては、各年齢の発達段階に応じた0歳から就学前まで一貫した指導計画のもと、きめ細やかな指導を行います。 ○家庭や地域社会との連携を強化し、幼児教育の理解と振興に努めます。また、地域住民との交流など、それぞれの地域に開かれた教育・保育運営を推進します。

施策名	施策の内容
⑭一人ひとりが輝く特別支援教育の推進	○一人ひとりの障害の種別と状態に合った教育課程の編成を行い、教育的ニーズに応じた特別支援教育を推進します。また、特別支援学校や専門機関との連携を通じて、一人ひとりの可能性を最大限に伸ばすことのできる取組を進めます。 ○子どもの身体の発達や言葉の遅れ、発達障害等を早期に発見し、適切な支援を幼児期から行うことができるよう、担当者会や研修の充実、教職員・保育士・指導員等の特別支援教育に関する専門性の向上に努めます。 ○香南市特別支援教育アドバイザーによる各学校の巡回訪問を行い、特別支援教育の視点を踏まえた学校経営、学級経営の推進・充実を図っています。 ○インクルーシブ教育システムの構築を目指し、個別の教育的ニーズに的確に応える指導を提供できるよう、基礎的環境整備及び合理的配慮の提供を行うなど多様な学びの場の充実を図ります。また、「外部専門家を活用した支援体制充実事業」や「サポート事業」などを積極的に活用し、早期の組織的な支援体制の充実を図ります。
⑮命の大切さや子育ての意義等を学ぶ教育の推進	○学校教育において、命の大切さや人間としての生き方、子育てを行うことの意義などを学ぶ教育を推進します。 ○中学生と保護者が性の問題について親子で考え、命の大切さを学ぶ機会や、中学生が乳幼児と触れ合うことにより、母性や父性を育むとともに、子育ての大切さを実感できる機会を提供します。

(3) 地域における青少年の健やかな育成

施策の方向

子どもが楽しく安全に遊ぶことができ、親子や子ども同士、親同士、地域で暮らす各世代の人々がつながり、交流できる身近で安全・安心な遊び場の充実に努めます。また、豊かな自然環境などの地域資源を活用した各種体験活動の推進、指導者などの人材育成と確保に努めます。

さらに、家庭、学校、地域、警察などの関係機関と連携し、いじめ・非行などの問題行動に対応する相談・支援体制の充実・強化を図るとともに、青少年育成団体活動の支援、子どもを取りまく有害な環境の浄化に取り組みます。

主な施策

施策名	施策の内容
① 青少年に対する健康教育・保健指導の充実	○関係機関と連携した啓発・指導活動を通じて、喫煙・飲酒・薬物乱用についての有害性を訴えていきます。
② 子どもの居場所づくりの推進	○子どもが楽しく安全に遊ぶことができ、親子や子ども同士、親同士、地域で暮らす各世代の人々が交流できる、憩いの場の確保に努めます。 ○子どもの居場所として、公民館・図書館・学校などを活用するとともに、各種子ども教室などを開催します。 ○放課後の学習の場として図書館会議室を開放し、宿題や課題に取り組む居場所を提供しています。また、夏休み期間中に、読書感想文教室や絵本づくりイベントなどの教室を開催しています。来館者・実貸出数ともに増加するよう、教室やイベントを企画していきます。さらに子ども司書養成講座を通して、将来的な地域の問題を発見し、課題を解決できるようなリーダーの育成に努めます。 ○社会情勢や地域の課題などを鑑みながら、地域を担う子どもたちが安心して集える居場所となるよう継続して児童館事業を行います。
③ 放課後子ども教室の充実	○放課後の子どもたちの安全・安心な活動拠点（居場所）として、学校の余裕教室等を活用し、地域の方々の協力を得て、市内2小学校で放課後子ども教室を実施しています。現在の放課後子ども教室の継続実施に加え、未実施の小学校での実施や、放課後児童クラブとの連携型の放課後子ども教室の実施検討にあたっては、小学校等関係機関と教育委員会が連携を深め、学校施設の使用計画等について協議していきます。
④ 児童公園・緑地の整備・維持管理	○児童公園・緑地を楽しく快適に利用できるよう、地域住民の協力のもと、適切な環境維持に努めます。 ○遊具の安全点検を定期的の実施します。また、危険な遊具については修繕を行い、必要に応じて撤去も検討します。

施策名	施策の内容
⑤多様な体験・交流活動の充実	○子どもが地域社会で主体的に生活し、ふるさとへの誇りや互いに理解し合う心を育めるよう、自然体験・職業体験など地域環境を活かした体験学習活動を推進します。 ○異年齢児との触れ合いや世代間交流を通じて、人との関わり、人に対する愛情や信頼感を育めるよう、多様な交流活動の機会や場の充実に努めます。
⑥各種指導者・ボランティアの育成	○生涯学習活動の一環として、子どもの各種体験活動の指導者やボランティアを育成します。また、地域においてスポーツ活動の振興を推進するスポーツ推進委員などの資質向上に努めます。 ○市民が知識や技能を活かせる場の提供やボランティアの養成に取り組んでいます。市民との協力体制を構築して、人材育成の推進を図り、学校や地域において、文化・芸術、スポーツ等の指導者として活躍できる場を提供します。 ○スポーツを支える人材を育成するため、指導者の資格取得の支援等に取り組むとともに、各種スポーツ団体との連携やスポーツ推進委員の活動により、スポーツの普及と機会の提供に努めています。 ○子どもに読み聞かせを行う読書ボランティア等をはじめ、生涯学習に関するボランティアの養成を図ります。
⑦青少年育成活動の推進	○PTA、子ども会など、子どもに関する活動に取り組む社会教育関係団体や青少年育成団体の活動を支援します。 ○青少年育成団体との連携のもと、青少年育成に関する地域住民への啓発活動を進めるとともに、非行防止や青少年育成に関係する団体間のネットワークの充実・強化に努めます。 ○問題行動などを未然に防ぎ、青少年の健全な育成を推進するため、少年補導員などによる定期的な巡回指導を実施します。 ○関係団体との連携のもと、有害図書や看板など、青少年にとって好ましくない社会環境の浄化に取り組みます。
⑧問題を抱える少年の居場所づくり	○非行などの問題を抱える子どもにボランティア活動などの社会体験や職業体験などを経験させ、立ち直るための支援を行います。

3 仕事と子育ての両立支援

(1) 多様な保育事業の提供

施策の方向

安心して子どもを生み育てる環境づくりを進める上で、仕事と子育ての両立支援は大きな課題の一つになっています。

本市においても、仕事と子育ての両立が図れるよう、教育・保育施設の拡充とともに、病後児保育事業など地域子ども・子育て支援事業の充実に努めます。

主な施策

施策名	施策の内容
①教育・保育施設の拡充	・本計画の第5章 「子ども・子育て支援事業（事業量の見込みと確保方策）」参照
②地域子ども・子育て支援事業の充実	・本計画の第5章 「子ども・子育て支援事業（事業量の見込みと確保方策）」参照

(2) 放課後児童クラブの拡充

施策の方向

主に日中保護者が家庭にいない小学生を対象に、授業の終了後に適切な遊びや生活の場を提供し、児童の健全な育成を図っています。

今後は受入児童数の適正化を図るため、待機児童の発生が見込まれる野市小学校に新たな児童クラブの整備を検討します。

また、開設時間が18時で終了する公営放課後児童クラブにおいて、延長保育（18時30分まで）を実施します。

さらに、民間事業者への財政的な支援を行うことを検討し、民間事業者による放課後児童クラブの開設を後押しすることで、新たな受け皿を確保します。

主な施策

施策名	施策の内容
①放課後児童クラブの拡充	・本計画の第5章 「子ども・子育て支援事業（事業量の見込みと確保方策）」参照

(3) ワーク・ライフ・バランスの推進

施策の方向

仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）が実現した社会とは、「国民一人ひとりがやりがいや充実感を感じながら働き、仕事上の責任を果たすとともに、家庭や地域生活などにおいても、子育て期、中高年期といった人生の各段階に応じて多様な生き方が選択・実現できる社会」と定義されています。

本市の管理職に占める女性の割合は、令和4年度時点で23.3%と国の示す30%に届いていない状況にあります。働く場における女性の活躍を推進するためには、女性の活躍推進に向け、女性自身が活躍したいと思える環境づくりや意識啓発など、就労に関する様々な支援が必要です。ワーク・ライフ・バランスの推進については、市のみで実現できるものではなく、国・県・企業など関係機関と連携しながら取り組みます。



主な施策

施策名	施策の内容
①子育てがしやすい職場環境づくり	○ワーク・ライフ・バランスの実現に向けた理解と働き方の見直しを進めるため、各種制度や「高知県ワーク・ライフ・バランス推進企業」の認証制度等について、広報紙やホームページ等を活用して啓発を行うことによって、男女がともに働きやすく、子育てがしやすい職場環境づくりが進むよう、市民や企業等の理解を広めるとともに意識の啓発を図っていきます。 ○企業等の社会的責任として、あらゆる人権問題を解決するための研修・啓発に努め、真に人権が尊重される社会づくりに寄与することを目的に「香南市企業等人権問題連絡協議会」が結成されています。今後も、企業と職員の意識の向上、組織拡大に向けた働きかけを行います。 ○子育て支援、介護支援の充実を図ります。 ○職場での意識啓発を図るため、企業訪問時に、働きやすい職場の環境づくりを推進するよう取り組みます。
②就業・再就職の支援	○女性の再就職についての啓発を行うとともに、国や県等関係機関が実施する再就職支援セミナーや相談会等に関する情報提供に努めます。 ○女性が結婚や出産を機に退職することなく就業を継続し、やりがいや充実感を感じながら能力が発揮できるよう、様々な機会を捉えて、啓発や情報提供を行っていきます。 ○多様なニーズに応じた就労支援に取り組み、女性の再就職・起業を支援します。 ○企業に対し、職場における男女の均等な雇用機会と待遇の確保について働きかけます。
③男女共同による子育ての推進	○令和6年3月に策定した「第2次香南市男女共同参画後期基本計画」に基づき、男女が自分らしい生き方を選択でき、すべての年代を通して仕事と生活（子育て等）の調和が図れるよう、働きやすく子育てがしやすい環境づくりの推進・啓発に努めます。 ○男女共同参画を阻害する慣行の見直しや改善に向けて、情報発信を行います。 ○保育所等において、「家庭の日」の推進や男性の子育てなど、家庭生活への参画を促進します。 ○家庭における男女共同参画を推進するため、性別に関係なく家事や育児、介護への参加ができるよう、介護サービスの充実や保育サービスの提供を行います。

4 親と子の心と体の健康づくり

(1) 母子保健の充実

施策の方向

妊娠中や乳幼児の子育て期は、親が精神的・身体的にも育児不安を抱えやすい時期となり、この時期を対象とした母子保健事業については、認知度・利用度ともに高くなっています。

これからも、親と子の心と体の健康づくりに関する重要な施策として、事業の充実に努めていきます。

主な施策

施策名	施策の内容
①妊婦健診、妊娠・出産に関する相談支援体制、学習機会の充実	○母子健康手帳発行時や妊婦のための支援給付交付金の申請やアンケート送付、必要時個別面談等の機会を活用し、妊娠中の健康管理のための正しい知識の普及と意識啓発の充実、ハイリスク妊婦の早期発見と支援の充実に努めます。 ○妊産婦の疾病・異常の早期発見や予防、安全な分娩と健康な子どもの出生のため、健診などの充実に努めます。 ○健康対策課が妊娠中・出産後の相談先であることを周知し、相談・支援を行います。 ○出産・育児の不安を緩和し、安心して子どもを生み育てることや保護者同士の仲間づくりに資するため、妊産婦や配偶者などを対象とした講座、体験学習などの充実に努めます。 ○妊娠期からの支援を充実させるため、産科医療機関との連絡会を実施するなど連携に努めます。 ○妊婦やその家族を対象としたパパママ教室を実施しています。また、妊婦同士の交流時間も設けながら、パパママ教室とは違う、妊婦に知ってもらいたい講話や体験ができる教室として、マタニティ教室を実施し、妊娠期から育児のイメージを持ち、不安を軽減できるように支援します。 ○妊娠期から総合子育て支援センターの利用につなげるために、パパママ教室で施設紹介を行い、マタニティ教室はセンターで教室を実施し、施設の見学を行います。
②産後ケア事業の実施	○退院直後の母子に対して心身のケアや育児のサポート等きめ細やかな支援を行う、産後ケア事業を実施します。 ○産婦人科などの医療機関などに委託し、アウトリーチ型（訪問型）、デイサービス型（通所型）、ショートステイ型（宿泊型）による支援体制を整備しています。

施策名	施策の内容
③乳幼児健診、歯科保健事業などの実施	○乳幼児の健全な発育発達を促進するため、各種健康診査の充実に努めます。また、未受診者に対する受診勧奨に努めます。 ○乳幼児のむし歯予防のため、歯科保健に関する講話等を行い、歯磨きを習慣づけるとともに、1歳8か月児健診及び3歳5か月児健診時のフッ素塗布、保育所や幼稚園でのフッ素洗口などを行います。 ○2歳児歯科健診の効果として3歳5か月児健診時にむし歯の数やかかりつけ歯科医の有無の割合など、歯科保健分野の向上についての評価を行うとともに、2歳児歯科健診について広報での周知を行います。
④乳幼児の健康づくりに関する相談、情報提供、学習機会の充実	○乳幼児健診、育児相談、訪問などにおいて、乳幼児の健康管理や発育・発達、子育てなどの母子保健に関する相談に対応します。 ○子どもの健康管理や生活習慣、発育・発達など、子育てに関する正しい知識の普及・啓発に努めます。 ○乳幼児健診において、やけどや誤飲など事故防止対策に関する情報を提供します。
⑤予防接種の実施	○各種感染症の予防のため、定期予防接種を推進します。また、未接種者に対しては、健診時などを通じて勧奨に努めます。 ○接種を促進するため、電子申請サービスで住民自身での予防接種予約票の再発行の申請や県外での接種も行えるように償還払いも継続して実施します。 ○麻しん風しんと2種混合はこども課と勧奨時期の調整を行い、効果的なタイミングで通知を行います。 ○乳幼児健診の受診時や健診時にも勧奨を行います。 ○広報を通じて予防接種の必要性を周知します。
⑥地域での健康づくりの推進	○心身ともに健康な子どもの育成に向け、保育所、幼稚園、認定こども園等、学校と家庭、地域などが一体となった取組を進めます。
⑦夜間・休日、急病時の相談先についての情報提供	○休日当番医や高知県救急医療情報センターなど緊急時に対応できる医療機関や相談先について、新生児乳児訪問や乳幼児健診等を通して情報を提供します。

(2) 思春期保健対策の充実

施策の方向

思春期は、一生のうちでも身体面、精神面の発達や変化が著しい時期となり、思春期の体や心の健康の問題が、生涯の健康に大きく影響するといわれています。

また、成長過程にある思春期は、大人と子どもの両面を持つ時期となり、保護者をはじめとして学校関係者、地域が十分理解した上で見守っていくことが必要となります。

香南市の小中学校では、スクールカウンセラーや専門相談員等の配置、各種講演会、パンフレットや市広報等を活用した思春期保健に関する情報提供・普及啓発に取り組みます。

主な施策

施策名	施策の内容
① 思春期保健教育の推進	○思春期講座など、生涯にわたる心身の健康保持に必要な知識や適正な生活習慣などを身につけるための健康教育を推進します。また、各学校と連携して、保健指導を充実させていきます。 ○学校や健康対策課などが連携しながら、相手を思いやる気持ちの大切さや自尊感情を高めるための心の健康教育を推進します
② 心の悩みに対する相談支援体制の充実	○子どもたちの思春期特有の心の悩みに適切に対応するため、月2回の「ほのぼの相談」を実施しています。また、すべての小中学校、教育支援センター「森田村塾」にスクールカウンセラーを配置し、児童・生徒、保護者、教職員に対するカウンセリングを実施するとともに、必要に応じて個別事例への相談体制を確立し、専門的な立場でアドバイスを行っています。 ○中学3年生を対象に、健康対策課保健師による思春期講座として「思春期のこころの健康講座」を実施し、SOSの出し方や相談先を記載したお守りを配布し、相談するための知識を養います。しんどいときや悩みがあるときに相談したいと思えるような身近な大人として信頼関係を築くことができるよう、日々の関わりを大切にしていきます。 ○思春期を迎える子どもの保護者などに対し、関係機関と連携しながら情報の提供に努めます。

(3) 食育の推進

施策の方向

食えることは、人間が生きていく上で欠かせないものであり、食育は子どもから大人まで、健全な心身を培い、豊かな人間性を育むために不可欠なものとなります。

また、食育の一環として郷土料理や地場産品、地域の食文化を学ぶことは、郷土愛の育成にもつながることから、「第4期香南市食育推進計画」に基づき、「香南市食育推進会議」「香南市保幼小中食育推進運営委員会」において協議を行い、栄養教諭・栄養士や食生活改善推進員等と連携した事業を推進し、食育を通じた健康づくりの推進と郷土愛を育んでいきます。

主な施策

施策名	施策の内容
①乳幼児期における食育の推進	○乳幼児期からの正しい食生活を身につけていくため、食生活改善推進協議会と連携し、親子を対象とする食に関する講座や調理実習、相談指導などを充実します。 ○各種子育て講座などにおいて、子どもの発達段階に応じた食事づくりなど、食育に関する知識の普及に努めます。 ○総合子育て支援センターや乳幼児健診で「栄養相談」を行います。 ○保育所、幼稚園、認定こども園等で親子を対象とした料理教室や食育講話を実施し、YouTubeチャンネルで簡単レシピ動画を配信します。 ○子どもの食育事業と合わせて、保護者の食事を見直すきっかけとなるよう啓発するとともに、保護者のニーズに合わせて、レシピの提供を行います。 ○朝食摂取だけでなく、生活リズムを整えることの大切さを伝えていきます。
②学童期から思春期における食育の推進	○栄養教諭・栄養士や食生活改善推進員等と連携した事業において食に関する知識や食体験を深め、子どもたちが望ましい食習慣を身につけ、健康に関する知識・理解を深めるよう取り組みます。 ○学校給食においては、地場産品をできる限り活用し、特に主食にあたる米においては、香南市産の米を100%使用して、地産地消、安全な食に対する意識の向上に努めます。 ○小学5年生を対象とする「朝食作り教室」、中学1年生を対象とする「お弁当作り料理教室」、中学2年生を対象とする「コツ骨青春講座」を行います。調理実習では自分でつくれるメニューをとり入れ、生活リズムについても啓発していきます。

5 子どもと子育て家庭にやさしい環境づくり

(1) 子どもと子育てに配慮したまちづくりの推進

施策の方向

すべての家庭が、ゆとりを持って子どもを生み育てることができる環境づくりに向け、環境美化活動、交通安全施設の整備、子育て家庭に配慮した施設整備等に取り組みます。

主な施策

施策名	施策の内容
①ゆとりとうるおいある住環境の整備	○子どもの健全育成の場として、ゆとりとうるおいのある住環境を確保するため、美しい景観づくりや河川などの保全、美化・緑化・花いっぱい運動などを進めます。
②交通安全施設の整備	○関係機関との連携のもと、歩道、防護柵、道路反射鏡、道路標識、区画線などの交通安全施設を整備して交通事故の防止を図り、安全で快適な生活環境の整備を進めます。
③ひとにやさしいまちづくりの推進	○妊産婦、乳幼児を含む、すべての人が暮らしやすいまちづくりを進めます。 ○「高知県ひとにやさしいまちづくり条例」について、市民や事業主などへの普及・啓発を進めるとともに、条例に基づいた公共施設の整備を行います。
④バリアフリー関連情報の提供	○公共施設などにおける授乳施設や親子トイレなどに関する情報を、ホームページや子育て情報サイト「香南キッズ」などを通じて提供します。

(2) 子どもの安全の確保

施策の方向

近年、子どもを狙った犯罪が全国的に増加しています。地域の子どもたちは、地域で守るという意識を高めていくとともに、警察等と連携しながら、犯罪の未然防止、早期対応を行うことで、子どもを犯罪から守るまちづくりを推進します。

また、交通安全の推進として、保育所、幼稚園、認定こども園等、小中学校での交通安全教室の開催、通学路の危険箇所の安全点検や交通安全街頭指導等に取り組みます。

主な取組

施策名	施策の内容
①交通安全対策の推進	○子どもたちに対する安全教育の一環として警察や交通指導員などと連携し、保育所、幼稚園、認定こども園等、小中学校において、計画的に交通安全教室等を実施することで、子どもたちの交通安全に対する意識の高揚を図ります。 ○保護者会、PTA、地域の住民組織による交通安全街頭指導などを行います。 ○交通安全母の会、保護者会による通学路の危険箇所調査や安全点検を行うとともに、街中やスクールゾーンにおける安全対策を実施します。
②子どもを見守る活動の推進	○地域の住民組織を通じて、日頃から地域の子どもたちを地域の人が見守る意識を高めていくとともに、地域住民ができるときにできる範囲で子どもを見守る活動など、子どもがいつも地域の人に見守られている環境をつくっていきます。 ○専任のスクールガードリーダーにより登下校時の巡回を行うなど、防犯活動を推進します。 ○世界保健機構（WHO）において、日常生活に支障をきたすほどゲームに没頭する「ゲーム障害」が、新たな依存症として認定されています。また、SNS等を通じたトラブルや犯罪被害が低年齢化しています。これらから、子どもたちを守るために、学校・家庭や地域社会が一体となった体制づくりに努めます。
③学校における安全教育、安全確保対策の充実	○すべての保育所、幼稚園、認定こども園等、小中学校の危機管理マニュアル（保育所・幼稚園・認定こども園防災マニュアル、危機管理マニュアル・学校防災マニュアル）に基づき、避難訓練や不審者、新たな危機事象対策訓練等を実施することで、危機管理体制を強化していきます。 ○児童・生徒や保護者が安心して防犯に関する相談ができる体制や、不審者情報に関する防犯情報をタイムリーに配信できる体制を充実させ、保護者や地域を巻き込んだ地域住民参加型の防犯体制を整備します。
④防犯灯のLED化の促進	○子どもたちの安全確保や生活環境の向上を図るため、防犯灯のLED化を促進します。

6 配慮を必要とする子どもと家庭への支援

(1) 児童虐待防止対策の推進

施策の方向

児童虐待の背景には、家庭の抱える社会的、経済的、心理的な問題に加え、地域の子育て力の低下等が起因していると考えられています。

家庭の養育力を高めることが虐待の未然防止につながることから、養育に問題を抱えるリスクの高い家庭を妊娠期から早期に把握し、養育支援が必要な家庭に対する相談、情報提供、訪問支援等に取り組みます。

また、子育て中の親の孤独感や不安感を緩和するためにも、世代間交流等を推進することで、地域の子育て力を向上させるとともに、子育て家庭の交流の場、育児相談、情報提供の場の拡充に努めます。

さらに、香南市要保護児童対策地域協議会の調整機関である福祉事務所を中核に、庁内関係部署、地域の保健・医療・福祉・教育関係団体、警察、児童相談所、福祉保健所などの専門機関との連携を強化し、児童虐待の早期発見・早期対応に努めます。

主な施策

施策名	施策の内容
①児童虐待防止など要保護児童対策の推進	○「香南市要保護児童対策地域協議会」の取組として、庁内関係部署、地域の保健・医療・福祉・教育関係団体、警察、児童相談所、福祉保健所などの専門機関との連携を強化し、児童虐待の早期発見から発見後の養育支援までの要保護児童に係る総合的な対応に努めます。 ○要保護児童対策地域協議会における、支援の評価や見直しを行い、児童虐待の予防や再発防止に努めます。実務者会議での協議の充実や個別ケース検討会議を積極的に開催し、関係機関との連携や支援の充実を図ります。
②児童虐待に関する情報提供、相談体制の充実	○市広報やホームページ等を通して児童虐待防止に関する情報提供や相談窓口の啓発を行い、市民の関心を喚起します。 ○乳幼児健診や訪問指導など母子保健事業を通じて、虐待の早期発見や子育て不安の軽減を図り、虐待防止に取り組みます。 ○オレンジリボン・児童虐待防止推進キャンペーン月間に全保幼小中学校に相談窓口のチラシやグッズを配布し、親子の相談LINEやその他相談機関の啓発を行います。
③子育て世帯訪問支援事業の実施	○家事や子育てに対して不安や負担を抱えた保護者等に対し、その居宅において、子育てに関する情報の提供並びに家事及び養育に係る援助、その他の必要な支援を行う事業です。 ○香南市社会福祉協議会に事業を委託しており、家庭での養育に対する不安や困難がある場合、または虐待につながる心配のある家庭に対し、支援計画に基づきヘルパーを派遣して育児や家事援助を実施します。

(2) ひとり親家庭への支援体制の充実

施策の方向

国においては、ひとり親家庭をめぐる状況の変化を踏まえ、平成26年4月に「母子及び寡婦福祉法」を改正し、「母子及び父子並びに寡婦福祉法」と改め、ひとり親が仕事と子育てを両立しながら経済的に自立し、子どもが心身ともに健やかに成長できるよう、また、「子どもの貧困」対策にも資するよう、ひとり親家庭への支援施策を強化しました。

本市においても、ひとり親家庭への相談支援体制の充実、経済的支援、就労支援といった各施策について、関係機関と連携しながら総合的に推進していきます。

主な施策

施策名	施策の内容
①ひとり親家庭に対する相談体制、子育てや生活に関する支援の充実	○ひとり親家庭の生活基盤を安定させ、社会的、経済的自立を支援するため、児童扶養手当や母子父子寡婦福祉資金貸付制度などの普及啓発を行っています。 ○広報やホームページなどを活用して制度の周知を図り、相談対応を行うとともに、必要に応じてほかの子育て支援関係部署と連携を図り必要な支援につなげます。
②ひとり親家庭自立支援給付事業の充実	○高等職業訓練促進給付金については、児童扶養手当を受給しているか同程度の所得水準にある方を対象に、定められた資格を取得するために6か月以上のカリキュラムを受講される場合、受講期間中の生活費や入学費などの経費の一部を助成します。 ○自立支援教育訓練給付金については、資格や技能を取得するため、認められた一定の講座等を受講される際、支払った受講料などの経費の一部を助成します。 ○広報やホームページなどを活用してひとり親家庭自立支援事業費補助金等の制度の周知を図り、相談対応を行うとともに、必要に応じてほかの子育て支援関係部署と連携を図り、必要な支援につなげます。

(3) 障害のある子どもと家庭への支援の充実

施策の方向

様々な障害のある子どもが増加傾向にあるなかで、障害や発達の遅れを早期に発見することが重要です。

市が実施している各事業を通じて、発達の遅れや心身に障害のある子どもの早期発見に努めるとともに、高知県中央東福祉保健所、高知県立療育福祉センターなどの関係機関と連携を図りながら保護者支援の充実に取り組みます。

また、「香南市障害福祉計画（香南市障害児福祉計画を含む）」に基づき、障害のある子どもが住み慣れた地域で学び、生活していくことができるよう支援するとともに、地域の障害に対する理解の普及・啓発に取り組みます。

主な施策

施策名	施策の内容
①障害の早期発見、早期支援	○乳幼児健診などにより、発達の遅れや心身に障害のある乳幼児の早期発見に努め、関係機関と連携しながら、保護者支援の充実に取り組みます。 ○乳幼児健診後のフォローや相談の場として、親子支援事業（すまいる&すまいる等）を毎月実施しています。保護者支援や療育支援の必要な児には専門機関の受診を勧めます。
②障害福祉サービスや相談支援体制の充実	○障害のある子どもを対象とする各種生活支援事業、福祉サービスの円滑な実施・提供に取り組みます。 ○障害のある子どもやその家族にとって、身近な相談窓口となるよう、専門的相談、身近な生活に関する相談などに対応できる体制を拡充します。 ○地域社会への参加において、より関係機関との連携を図るとともに、課題に対する障害者施策等の展開について協議していきます。 ○障害児通所支援事業は、利用者数が増加しており、今後も増加が見込まれるため、地域の事業所と行政が連携し、必要な支援が受けられる体制の拡充に努めます。
③発達障害のある子どもに関する相談支援	○母子保健事業や各種子育て相談、教育相談、スクールカウンセラー事業などを通じて、発達障害のある子どもに関する相談支援活動を推進します。 ○関係各課や委託先事業所と連携し、継続的な支援に努めます。
④特別支援教育・保育の推進	○保育所、幼稚園、認定こども園等、小中学校において専門相談員による巡回相談「いきいき香南っ子相談」を実施することで支援体制の充実に努め、家庭、専門機関などとの連携を密にしながら、一人ひとりの障害の状態に応じたきめ細やかな特別支援保育を実施します。 ○県の協力支援により、子どもの行動理解と発達に応じた対応、支援について学び、保育者のスキルアップを図っています。相談員や講師等の専門的な指導を継続していくことで、保育者が子どもの見方や行動の捉え方を学び、保育者の資質向上、保育の向上により、特別支援教育・保育の推進を図ります。

施策名	施策の内容
⑤就学指導、特別支援教育の推進	○関係機関との連携のもとに適切な就学指導を進め、一人ひとりの障害の種別と状態に合った教育課程の編成を行い、教育的ニーズに応じた特別支援教育を推進します。 ○障害のある子どもたち一人ひとりに適切な指導が行われるよう、特別支援教育支援員の配置や特別支援教育に関わる研修を充実するなど、支援体制を整備します。 ○「いきいき香南っ子相談事業」の活用と県療育福祉センターの支援による「保育者コンサルテーション」「ティーチャーズトレーニング」を順次実施し、各所園の特別支援保育・教育の支援を行っています。 ○関係各課との連携による早期対応や「いきいき香南っ子相談」等の年長児相談への学校教育課、スクールソーシャルワーカーの参加による就学における引継・連携などを継続して行い、子どもの理解や就学後の支援へつなげていきます。



(4) 経済的困難を抱える家庭への支援の充実

施策の方向

子どもの貧困問題については、その他の様々な課題と関連性があることを理解するとともに啓発する必要があります。

子どもの貧困対策の推進に関する法律の改正及び大綱の見直しなどを踏まえながら、これまでの子育て支援施策と連動させて、子ども自身に届く支援施策を検討・推進していくことが求められています。子どもたちが、生まれ育った家庭の経済状況に関わらず、未来への希望を持ち、自立する力を伸ばすことのできる機会と環境の整備に努めます。

主な施策

施策名	
・児童手当 ・乳幼児等医療費助成制度 ・保育料減免 ・香南市多子世帯保育料等軽減事業 ・就学（園）援助 ・ひとり親家庭医療費助成制度	・児童扶養手当 ・母子父子寡婦福祉資金貸付制度 ・ひとり親家庭自立支援給付事業 ・寡婦（夫）控除のみなし適用 ・香南市チャレンジ塾事業

(5) 子育て中の外国人家庭への支援・配慮

施策の方向

国際化の進展に伴い、海外から帰国した子どもや両親が国際結婚であるなどの外国人の家庭の子どもたちが、必要とする教育・保育施設を利用することができるよう、保護者及び教育・保育施設等に対し、必要な支援を行います。

主な施策

施策の内容
○宗教的な配慮が必要な児童・生徒への給食時の対応は、「食物アレルギー対応基本方針」に準じることとし、取組事例・ポイントを全公立保育所、幼稚園、認定こども園等、小中学校に通知し、各校の実情に応じた対応にあたります。 ○市内の小・中学校に配置しているALTは、5歳児のいる保育所、幼稚園、認定こども園等へも年に数回出向いています。これらの機会を活かして、外国人の児童・生徒等が学校生活を満喫し、学習に向き合える環境を整えます。

第5章 子ども・子育て支援事業の見込みと確保方策

1. 教育・保育提供区域の設定

本計画では、地理的条件、人口、交通事情その他の社会的条件、教育・保育を提供するための施設整備の状況、その他の条件を総合的に勘案し、需要の指標となる量の見込やその確保策を「教育・保育提供区域」ごとに設定することが「子ども・子育て支援法（第61条第2項）」により定められています。

第2期計画においては、市全体をひとつの目安として保育や子育て支援サービスの整備を進めてきました。また、子育て支援拠点事業や一時預かり事業、延長保育事業などの地域子ども・子育て支援事業にも原則的には共通の設定となることや、将来的な人口推移などに柔軟に対応できることなども考慮して、本計画においても、教育・保育提供区域を全市1区域と設定します。

2. 幼児期の教育・保育の量の見込みと確保方策

(1) 認定区分等

支給認定区分		対象となる子ども	利用できる主な施設・事業
教育・保育給付	1号認定	新制度幼稚園等のみを希望する満3歳以上の就学前の子ども	幼稚園 認定こども園 教育保育時間
	2号認定	満3歳以上で保護者の就労や疾病などにより、家庭での保育が困難な子ども	認可保育園 認定こども園 保育短時間・保育標準時間
	3号認定	満3歳未満で保護者の就労や疾病などにより、家庭での保育が困難な子ども	認可保育園 認定こども園 地域型保育事業 保育短時間・保育標準時間
施設等利用給付	新1号認定	満3歳以上の小学校就学前子どもであって、新2号認定子ども・新3号認定子ども以外のもの	幼稚園、特別支援学校等
	新2号認定	満3歳に達する日以後最初の3月31日を経過した小学校就学前子どもであって、保護者の就労や疾病などにより、家庭での保育が困難な子ども	認定こども園、幼稚園、特別支援学校（満3歳入園児は新3号、年少児からは新2号）
	新3号認定	満3歳に達する日以後最初の3月31日までの間にある小学校就学前子どもであって、保護者の就労や疾病などにより、家庭での保育が困難な子どもの内、保護者及び同一世帯員が市町村民税世帯非課税者であるもの	認可外保育施設、預かり保育事業、一時預かり事業、病児保育事業、ファミリー・サポート・センター事業（2歳児まで新3号、3歳児からは新2号）

(2) 認定基準

保育の利用については、保育を必要とする事由、保育を必要とする時間（保護者の就労時間）、その他に優先すべき事情などにより、総合的に判断を行います。

認定基準	
■ 保育を必要とする事由	就労（学）、妊娠・出産、保護者の疾病・障害、同居親族等の介護・看護、災害復旧等
■ 保育時間	主にフルタイムの就労を想定した長時間利用である「保育標準時間」及び主にパートタイムの就労を想定した短時間利用である「保育短時間」の2種類
■ 入所を優先する事情	ひとり親家庭・生活保護世帯・虐待やDVのおそれがあるなど社会的養護が必要な場合など

(3) 計画期間の量の見込みと確保方策

幼児期の教育・保育の量の見込みについては、国の示した計算式で算出するとともに、実態から大きくかい離したサービスについては、これまでの利用実績、ニーズ調査結果、人口推計等から認定区分ごとの量の見込みを算出しました。

確保方策（供給体制）については、令和7年4月に野市東保育所と野市東幼稚園が統合し、認定こども園となります。また、新たに私立認定こども園「わらべ館」が開園します。

これにより、令和7年4月時点では、公立保育所が5か所、公立幼稚園が2か所、公立認定こども園が2か所、私立認定こども園が2か所、地域型保育事業所が5か所となります。

供給体制については、量の見込みに対する供給が可能となっています。今後については、香南市学校等の規模適正化等基本計画に基づいて、保育所等の再編などを行うとともに、供給体制の確保に努めます。

【教育施設一覧】

施設名		定員（人）	対象児
公立保育所	赤岡保育所	125	6か月～5歳児
	香我美おれんじ保育所	120	6か月～3歳児
	野市保育所	216	1～5歳児
	佐古保育所	203	6か月～5歳児
	吉川みどり保育所	100	1～5歳児
公立幼稚園	野市幼稚園	175	3～5歳児
	香我美幼稚園	175	3～5歳児
公立認定こども園	夜須こども園	119	6か月～5歳児
	野市東こども園	246	1～5歳児
私立認定こども園	認定こども園 のいち幼稚学園	95	6か月～5歳児
	認定こども園 わらべ館香南	30	首がすわった頃～5歳児
小規模保育施設	下村託児所	19	2か月～2歳児
	えみの保育園	19	6か月～2歳児
	ひだまり園	10	2か月～2歳児
	ニチキッズ香南のいち保育園	19	3か月～2歳児
	社会福祉法人香南会事業所内保育所やまもも	19	2か月～2歳児

(4) 子育てのための施設等利用給付の円滑な実施の確保

子育てのための施設等利用給付の実施にあたっては、公正かつ適正な支給の確保、保護者の経済的負担の軽減や利便性等を勘案し、給付方法について検討します。

また、特定子ども・子育て支援施設等の確認や指導監督等については、高知県に対して協力を要請することができることを踏まえ、高知県との連携や情報共有を図りながら、適切な取組を進めていきます。

①3歳以上の子ども

野市東保育所と野市東幼稚園を令和7年度から認定こども園化して受入枠を拡充します。また、私立の認定こども園（わらべ館）も令和7年度から新設されるため、受入枠が拡充されます。

【教育を希望する子ども（1号認定）】

		令和7年 2025	令和8年 2026	令和9年 2027	令和10年 2028	令和11年 2029
量の見込み 1号認定		190人	182人	178人	174人	172人
確保 方 策	幼稚園	351人	351人	351人	351人	351人
	認定こども園	47人	47人	46人	46人	46人
	確保量計	398人	398人	397人	397人	397人
過不足の状況		供給可能				

【保育を希望する子ども（2号認定）】

		令和7年 2025	令和8年 2026	令和9年 2027	令和10年 2028	令和11年 2029
量の見込み 2号認定		589人	564人	551人	540人	533人
確保 方 策	保育所	446人	446人	446人	446人	446人
	認定こども園	274人	274人	274人	274人	274人
	確保量計	720人	720人	720人	720人	720人
過不足の状況		供給可能				

②3歳未満の子ども

野市東保育所と野市東幼稚園を令和7年度から認定こども園化して受入枠を拡充します。
また、私立の認定こども園（わらべ館）も令和7年度から新設されるため、受入枠が拡充されます。

【0歳児（3号認定）】

		令和7年 2025	令和8年 2026	令和9年 2027	令和10年 2028	令和11年 2029
量の見込み 3号認定（0歳児）		74人	73人	72人	70人	70人
確保 方 策	特定教育・保育施設	50人	50人	50人	50人	50人
	保育所	30人	30人	30人	30人	30人
	認定こども園	20人	20人	20人	20人	20人
	地域型保育事業	21人	21人	21人	21人	21人
	確保量計	71人	71人	71人	71人	71人
過不足の状況		令和7～9年度の0歳児の量の見込みが確保方策を上回っていますが、地域型保育においては、状況に応じて柔軟に受け入れを行っています。1歳児、2歳児の枠の余裕を活用し、柔軟に受け入れを行うことで、0歳児の量の見込みに対する確保が見込める見通しとなっています。				

【1歳児（3号認定）】

		令和7年 2025	令和8年 2026	令和9年 2027	令和10年 2028	令和11年 2029
量の見込み 3号認定（1歳児）		184人	184人	181人	178人	175人
確保 方 策	特定教育・保育施設	160人	160人	160人	160人	160人
	保育所	96人	96人	96人	96人	96人
	認定こども園	64人	64人	64人	64人	64人
	地域型保育事業	37人	37人	37人	37人	37人
	確保量計	197人	197人	197人	197人	197人
過不足の状況		供給可能				

【2歳児(3号認定)】

		令和7年 2025	令和8年 2026	令和9年 2027	令和10年 2028	令和11年 2029
量の見込み 3号認定(2歳児)		209人	204人	204人	201人	197人
確保 方 策	特定教育・保育施設	238人	238人	238人	238人	238人
	保育所	147人	147人	147人	147人	147人
	認定こども園	91人	91人	91人	91人	91人
	地域型保育事業	18人	18人	18人	18人	18人
	確保量計	256人	256人	256人	256人	256人
過不足の状況		供給可能				



3. 地域子ども・子育て支援事業の量の見込みと確保方策

地域子ども・子育て支援事業の量の見込みについては、教育・保育事業と同様に、「算出の手引き」を国が示しています。ただし、基本指針において「地域の実情に合わせて見込むことが可能」とされていることから、国の手引きによる量の見込みが実態と大きくかい離した場合には、ニーズ調査結果や過去の実績値から量の見込みを算出しています。

(1) 利用者支援事業

子育て家庭や妊産婦が教育・保育施設や地域子ども子育て支援事業、保健・医療・福祉等の関係機関を円滑に利用できるように、身近な場所での相談や情報提供、助言等必要な支援を行うとともに、関係機関との連絡調整、連携・協働の体制づくり等を行う事業です。

国が定める事業分類は、基本型・特定型、こども家庭センター型(令和5年度まで母子保健型)で、令和7年度からは新たに「妊婦等包括相談支援事業型」が追加されます。

現状

総合子育て支援センター「にこなん」において、令和4年10月より「利用者支援事業(基本型)」として、子育て支援員基本研修及び専門研修を修了した職員が、子育て中の保護者の目線に立った、寄り添い型の支援を行っています。

また、令和6年4月から健康対策課と福祉事務所にこども家庭センターを設置し、妊娠期から子育て期にわたる総合的な相談やサポート等の支援体制を構築しています。

量の見込みと確保量

		令和7年 2025	令和8年 2026	令和9年 2027	令和10年 2028	令和11年 2029
量の見込み		2か所	2か所	2か所	2か所	2か所
確保 方策	利用者支援事業	3か所	3か所	3か所	3か所	3か所
	基本型	1か所	1か所	1か所	1か所	1か所
	特定型	0か所	0か所	0か所	0か所	0か所
	地域子育て相談機関	0か所	0か所	0か所	0か所	0か所
	こども家庭センター型	1か所	1か所	1か所	1か所	1か所
	妊婦等包括 相談支援事業型	1か所	1か所	1か所	1か所	1か所
	その他	0か所	0か所	0か所	0か所	0か所
確保量		3か所	3か所	3か所	3か所	3か所
過不足の状況		供給可能				

確保方策

妊娠期から子育て期の妊娠、出産、子育て等に関する様々な悩みに対応するため、引き続き保健師等が妊産婦への相談支援を実施し、切れ目のない支援体制を構築するとともに、医療機関や関係機関と連携した支援を図ります。

(2) 時間外保育事業(延長保育)

保育認定を受けた子どもについて、保護者の就労時間などにより、通常の利用日や利用時間以外に保育を行う事業です。

現状

令和6年4月現在、公立保育所・こども園及び私立の認定こども園・地域型保育(11か所)で延長保育を実施しています。

量の見込みと確保量

	令和7年 2025	令和8年 2026	令和9年 2027	令和10年 2028	令和11年 2029
量の見込み	193人	187人	183人	180人	178人
確保量	220人	220人	220人	220人	220人
実施か所数	12か所	12か所	12か所	12か所	12か所
過不足の状況	供給可能				

確保方策

令和7年度からは、私立の認定こども園(わらべ館)の新設に伴い、12か所で実施します。今後も、実施可能なすべての保育所及び認定こども園等で実施していきます。

(3) 放課後児童健全育成事業（放課後児童クラブ）

共働き家庭など留守家庭の児童に対し、放課後や長期休業中に学校の余裕教室などで、適切な遊びや生活の場を提供し、児童の健全育成を図る事業です。

現状

利用ニーズの高まりとともに受け皿となる施設整備等を行い、合計12か所で実施しています。令和5年度3月末時点で410人の児童が利用しています。また、児童が安心安全に過ごせるよう支援員の確保及び研修の実施による質の向上に努めています。

量の見込みと確保量

	令和7年 2025	令和8年 2026	令和9年 2027	令和10年 2028	令和11年 2029
量の見込み	444人	451人	446人	438人	425人
低学年	377人	384人	380人	370人	356人
1年生	155人	160人	148人	145人	141人
2年生	119人	122人	127人	117人	115人
3年生	103人	102人	105人	108人	100人
高学年	67人	67人	66人	68人	69人
4年生	46人	48人	47人	49人	50人
5年生	17人	15人	15人	15人	15人
6年生	4人	4人	4人	4人	4人
確保量	444人	451人	446人	438人	425人
低学年	377人	384人	380人	370人	356人
1年生	155人	160人	148人	145人	141人
2年生	119人	122人	127人	117人	115人
3年生	103人	102人	105人	108人	100人
高学年	67人	67人	66人	68人	69人
4年生	46人	48人	47人	49人	50人
5年生	17人	15人	15人	15人	15人
6年生	4人	4人	4人	4人	4人
実施か所数	13か所	13か所	13か所	13か所	13か所
過不足の状況	供給可能				

確保方策

令和7年度からは、私立の認定こども園（わらべ館）の新設（放課後児童クラブ併設）に伴い、13か所で実施します。また、開設時間が18時で終了する公営放課後児童クラブにおいて、延長保育（18時30分まで）をします。さらに、民間事業者への財政的な支援を行い、民間事業者による放課後児童クラブの開設を後押しすることで、新たな受け皿を確保します。

その他、吉川小学校区、野市小学校区では「放課後子ども教室」を継続して実施し、赤岡・吉川両市民館（隣保館）の「児童館事業」についても引き続き実施していきます。

（4）子育て短期支援事業

保護者の病気や仕事などの理由により、家庭において子どもを養育することが一時的に困難になった場合に、児童養護施設などにおいて一定期間、養育・保護を行う事業です。

◇短期入所生活援助事業（ショートステイ）

保護者が、病気や仕事、出産、育児疲れなどで一時的に養育することができなくなった子どもを、児童養護施設などで一時的に預かる事業です。

◇夜間養護等事業（トワイライトステイ）

保護者の仕事等の理由により、平日の夜間または休日に不在となり、養育が困難となった児童を、児童養護施設等において保護し、生活指導、食事の提供等を行う事業です。

現状

現在、市内にある児童養護施設1か所（愛童園）と市外の児童養護施設1か所（博愛園）、母子生活支援施設2か所（ちぐさ、安芸和光寮）、乳児院1か所（高知聖園ベビーホーム）に委託して事業を実施しています。夜間養育等事業（トワイライト事業）については実施していません。

量の見込みと確保量

ショートステイ

	令和7年 2025	令和8年 2026	令和9年 2027	令和10年 2028	令和11年 2029
量の見込み	69人日	67人日	65人日	64人日	63人日
確保量	69人日	67人日	65人日	64人日	63人日
実施か所数	6か所	6か所	6か所	6か所	6か所
過不足の状況	供給可能				

確保方策

現在、児童養護施設、母子生活支援施設、乳児院と利用委託契約をしており、今後は里親等へも利用委託契約を行い、十分な施設の確保を図ります。

(5) 乳児家庭全戸訪問事業(こんにちは赤ちゃん事業)

生後4か月までの乳児のいる全家庭を訪問し、子育て支援に関する情報提供や養育環境などの把握を行うほか、養育についての相談に応じ、助言、その他の援助を行う事業です。

現状

「出生届」を提出した方を対象に、保健師等が家庭訪問を行い、子育てに役立つ情報を届けています。令和5年度での「こんにちは赤ちゃん事業」における訪問率は92.3%となっています。

量の見込みと確保量

	令和7年 2025	令和8年 2026	令和9年 2027	令和10年 2028	令和11年 2029
量の見込み	194人	191人	187人	184人	182人

確保方策

引き続き、保健師が全数を対象に新生児訪問と兼ねて「こんにちは赤ちゃん事業」を実施します。

(6) 養育支援訪問事業

養育支援が必要な家庭を保健師等が訪問して、養育に関する相談、指導、助言を行う事業です。

現状

養育支援訪問事業は、子育てに対して不安や孤立感を抱える家庭や、様々な原因で養育支援が必要な家庭に対して、保健師等がその居宅を訪問し、養育に関する指導、助言等を行うことにより、適切な養育ができるよう支援しています。

量の見込みと確保量

	令和7年 2025	令和8年 2026	令和9年 2027	令和10年 2028	令和11年 2029
量の見込み	45人	45人	45人	45人	45人

確保方策

養育支援が必要な家庭について、こども家庭センターにおいて対象者を把握し、訪問、相談、助言等により支援を行います。

(7) 子どもを守る地域ネットワーク機能強化事業

要保護児童対策地域協議会（子どもを守る地域ネットワーク）の機能強化を図るため、調整機関職員やネットワーク構成員（関係機関）の専門性と、ネットワーク機関間の連携強化を図る取組を実施する事業です。

調整機関職員が虐待対応研修を受講し専門性向上を図るなど、虐待防止に取り組めます。

(8) 地域子育て支援拠点事業

主に3歳未満の乳幼児及び保護者を対象に、公共施設や保育所などの地域の身近な場所で、育児不安等についての相談・指導、子育てサークルなどへの支援、子育てに関する情報提供、育児講習などの事業を行い、地域の子育て家庭に対し支援を行う事業です。

現状

香南市総合子育て支援センター「にこなん」を拠点として事業を実施するほか、保育所・こども園で出張ひろばとして実施しています。

量の見込みと確保量

		令和7年 2025	令和8年 2026	令和9年 2027	令和10年 2028	令和11年 2029
量の見込み		6,460人回	6,370人回	6,300人回	6,200人回	6,100人回
確保 方 策	地域子育て 支援拠点事業	1か所	1か所	1か所	1か所	1か所
	その他（ひろば等）	3か所	3か所	3か所	3か所	3か所
	その他 （国基準に満たない 子育て支援の場）	0か所	0か所	0か所	0か所	0か所
確保量		4か所	4か所	4か所	4か所	4か所

確保方策

利用者のニーズや子育て家庭の課題を探り、妊娠期からの切れ目のない、きめ細やかなサービスが提供できるよう、総合子育て支援センターの事業展開について関係機関と連携をとりながらスムーズに進めていきます。

(9) 一時預かり事業

① 幼稚園型（幼稚園における在園児を対象とした一時預かり）

幼稚園や認定こども園において主に在園児を対象に、通常の教育時間の前後や土曜・日曜、長期休業中に一時的に預かり、必要な保育を行う事業です。

現状

公立の幼稚園とこども園（1号認定の子ども）において、預かり保育を実施しています。また、認定こども園のいち幼稚学園においても、1号認定の子どもが利用しています。

量の見込みと確保量

		令和7年 2025	令和8年 2026	令和9年 2027	令和10年 2028	令和11年 2029
量の見込み		26,731人日	25,569人日	24,923人日	24,536人日	24,149人日
確保 方策	1号認定	26,731人日	25,569人日	24,923人日	24,536人日	24,149人日
	2号認定	0人日	0人日	0人日	0人日	0人日
確保量		5か所	5か所	5か所	5か所	5か所
過不足の状況		供給可能				

確保方策

一時預かり（預かり保育）の利用周知に向け、広報やホームページへの掲載及び各施設の入所・入園説明会での案内等を行います。また、保護者が安心して預けることのできる受入環境及び体制の充実を図ります。

②幼稚園型を除く(幼稚園における在園児を対象とした一時預かり以外)

保護者の就労・病気などにより、家庭において一時的に保育が困難となった就学前の子どもを、保育所(園)などで受け入れ、保育を行う事業です。

現状

公立保育所とこども園において、職員配置に応じて一時預かりの受け入れを行っています。

量の見込みと確保量

	令和7年 2025	令和8年 2026	令和9年 2027	令和10年 2028	令和11年 2029
量の見込み	831人日	807人日	792人日	778人日	767人日
確保量	831人日	807人日	792人日	778人日	767人日
実施か所数	3か所	3か所	3か所	3か所	3か所
過不足の状況	供給可能				

確保方策

令和7年度からは香我美おれんじ保育所・夜須こども園(一般型)、わらべ館香南(余裕活用型)で事業を実施し、受入枠を確保します。また、事業内容の向上を図り、利用促進に努めます。

(10) 病児・病後児保育事業

子どもが発熱などの急な病気になった場合に、病院・保育所(園)などに付設された専用スペースにおいて、看護師などが一時的に保育を行う事業です。

現状

香南市総合子育て支援センター「にこなん」内で病後児保育(生後6か月から小学6年生までを対象)を実施しています。

また、公立保育所・こども園で体調不良児対応型を実施しています。

量の見込みと確保量

		令和7年 2025	令和8年 2026	令和9年 2027	令和10年 2028	令和11年 2029
量の見込み		830人日	830人日	830人日	830人日	830人日
確保 方策	病児・病後児対応型	30人日	30人日	30人日	30人日	30人日
	実施か所数	1か所	1か所	1か所	1か所	1か所
	体調不良児対応型	800人日	800人日	800人日	800人日	800人日
	実施か所数	6か所	6か所	6か所	6か所	6か所
	非施設型（訪問型）	0人日	0人日	0人日	0人日	0人日
	実施か所数	0か所	0か所	0か所	0か所	0か所
過不足の状況		供給可能				

確保方策

実績推移を見守りながら、適宜、医療機関等と検討を行い確保策に努めます。

（Ⅰ）子育て援助活動支援事業（ファミリー・サポート・センター事業）

乳幼児や小学生の児童がいる子育て家庭を対象に、援助をお願いしたい「依頼会員」と、育児の援助を行える「提供会員」が会員登録をし、会員相互間で育児の援助を行う事業です。

現状

本市では、香南市社会福祉協議会に「こうなんファミリー・サポート・センター」事業を委託し、開設しています。令和5年度の会員数は、提供会員48人、依頼会員101人となっています。

量の見込みと確保量

	令和7年 2025	令和8年 2026	令和9年 2027	令和10年 2028	令和11年 2029
量の見込み	196人日	219人日	208人日	223人日	222人日
確保量	196人日	219人日	208人日	223人日	222人日
過不足の状況	供給可能				

確保方策

今後は、制度を広く市民に周知し、事業が円滑に利用できるよう会員登録を促すとともに、安心して利用できるようにサポート体制を充実していきます。

(12) 妊婦健康診査事業

妊婦の健康の保持及び増進を図るため、妊婦に対する健康診査として、①健康状態の把握、②検査計測、③保健指導を実施するとともに、妊娠期間中の適時に必要に応じた医学的検査を実施する事業です。

現状

県内の医療機関に委託して、妊婦一人に対して14回まで費用の助成をしており、令和5年度は延べ2,195人の利用実績となっています。

量の見込みと確保量

	令和7年 2025	令和8年 2026	令和9年 2027	令和10年 2028	令和11年 2029
量の見込み	2,049人回	2,018人回	1,977人回	1,947人回	1,926人回

確保方策

必要量を提供する体制はできており、今後は、関係機関との連携を図りながら、届出時の面接や広報などを通じた受診勧奨を行い、受診率の向上に努めます。

(13) 実費徴収に係る補足給付を行う事業

保護者の世帯所得の状況等を勘案して、特定教育・保育施設等に対して保護者が支払うべき日用品、文房具その他の教育・保育に必要な物品の購入に要する費用または行事への参加に要する費用等を助成する事業です。

量の見込みと確保量

	令和7年 2025	令和8年 2026	令和9年 2027	令和10年 2028	令和11年 2029
量の見込み	9人	9人	9人	9人	8人

確保方策

実費徴収に係る補足給付を行う事業については、今後、国が示す対象範囲と上限額に基づき、低所得者に対しては、公費による負担軽減を実施します。

(14) 多様な事業者の参入促進・能力活用事業

①巡回支援

多様な事業者の能力を活用した特定教育・保育施設等の設置または運営を促進するため、新規参入施設等の事業者への支援を行う事業です。

確保方策

多様な事業者の参入促進・能力活用事業については、教育・保育及び地域型保育の「量の見込み」を的確に把握し、新規参入の必要性が生じた場合には、新規施設事業者が円滑に事業を実施できるよう、新規施設等に対する実施支援、相談、助言等の実施を検討します。

②特別支援

私学助成等の対象とならない特別な支援が必要な子どもに対して、適切な教育・保育の機会の拡大を図るため、認定こども園で受け入れる場合に、職員の加配に必要な費用を補助する事業です。

確保方策

今後、私立認定こども園において、特別な支援が必要な子どもを受け入れる場合で、職員の加配が必要になった場合には、補助の実施を検討します。

※これ以降の事業は、令和6年の子ども・子育て支援法と児童福祉法の改正により、「地域子ども子育て支援事業」に位置づけられることから、第3期子ども・子育て支援事業計画において「量の見込み」や「確保方策」等を策定し、計画的に整備を進めていくものとなります。

(15) 妊婦等包括相談支援事業（妊婦等への伴走型相談支援）

妊婦等に対して、面談やその他の措置を講ずることにより、妊婦等の心身の状況、その置かれている環境等の把握を行うほか、母子保健や子育てに関する情報の提供、相談その他の援助を行う事業です。

現状

妊娠届出時に面談、妊娠8か月アンケート調査を全妊婦に行い、出産後は乳児全戸訪問で面談を行い、各家庭のニーズに応じた必要な支援を行います。

量の見込みと確保量

		令和7年 2025	令和8年 2026	令和9年 2027	令和10年 2028	令和11年 2029
量の見込み		194回	191回	187回	184回	182回
確保 方 策	こども家庭センター	194回	191回	187回	184回	182回
	その他（業務委託等）	0回	0回	0回	0回	0回
確保量		194回	191回	187回	184回	182回
過不足の状況		供給可能				

確保方策

母子健康手帳の交付の際に、こども家庭センターにおいて全妊婦に対して必ず面接を実施したうえで交付し、個々の状況把握と必要な情報提供等を行います。

(16) 乳児等通園支援事業(こども誰でも通園制度)

保育所等の施設において、満3歳未満の保育所等に入所していない乳幼児に、適切な遊び及び生活の場を与えるとともに、乳児または幼児及びその保護者の心身の状況及び養育環境を把握するための、面談並びに子育てについての情報の提供、助言、その他の援助を行う事業です。

量の見込みと確保量

	令和7年 2025	令和8年 2026	令和9年 2027	令和10年 2028	令和11年 2029
量の見込み	14人日	14人日	14人日	14人日	14人日
0歳児	9人日	9人日	9人日	9人日	9人日
1歳児	3人日	3人日	3人日	3人日	3人日
2歳児	2人日	2人日	2人日	2人日	2人日
確保方策	0人日	14人日	14人日	14人日	14人日
0歳児	0人日	9人日	9人日	9人日	9人日
1歳児	0人日	3人日	3人日	3人日	3人日
2歳児	0人日	2人日	2人日	2人日	2人日
過不足の状況	令和8年度以降、供給可能				

※量の見込み及び確保方策については、年間の延べ利用人数です。

確保方策

国の動きや今後出される方針に基づいて、令和8年度事業開始に向け、実施体制を整えていきます。

(17) 産後ケア事業

退院直後の母子に対して心身のケアや育児のサポート等きめ細やかな支援を実施する事業です。

現状

令和元年度からアウトリーチ型、令和3年度から宿泊型を実施しています。

また令和6年度途中から、通所型を開始して委託事業が増え、利用者が増加しています。

量の見込みと確保量

	令和7年 2025	令和8年 2026	令和9年 2027	令和10年 2028	令和11年 2029
量の見込み	54人日	53人日	52人日	51人日	51人日
確保量	54人日	53人日	52人日	51人日	51人日
過不足の状況	供給可能				

確保方策

アウトリーチ型（訪問型）、デイサービス型（通所型）、ショートステイ型（宿泊型）による支援体制をとっています。産婦人科などの医療機関などに委託して実施体制を確保していきます。

(18) 子育て世帯訪問支援事業

家事・子育て等に対して不安・負担を抱えた子育て家庭、妊産婦等がいる家庭の居宅を訪問し、家庭が抱える不安や悩みを傾聴するとともに、家事・子育て等の必要な支援を行う事業です。

量の見込みと確保量

	令和7年 2025	令和8年 2026	令和9年 2027	令和10年 2028	令和11年 2029
量の見込み	130人日	130人日	130人日	130人日	130人日
確保量	130人日	130人日	130人日	130人日	130人日
過不足の状況	供給可能				

確保方策

香南市社会福祉協議会に事業を委託し、家庭での養育に対する不安や家事等に困難がある場合、または虐待につながる心配のある家庭等に対し、支援計画に基づきヘルパーを派遣して育児や家事援助を実施します。

(19) 児童育成支援拠点事業

養育環境等に関する課題を抱える児童について、当該児童に生活の場を与えるための場所を開設し、情報の提供、相談及び関係機関との連絡調整を行うとともに、必要に応じて当該児童の保護者に対し、情報の提供、相談及び助言、その他の必要な支援を行う事業です。

現在は実施していませんが、今後、必要に応じて事業の実施について検討します。

(20) 親子関係形成支援事業

親子間における適切な関係性の構築を目的として、児童及びその保護者に対し、当該児童の心身の発達の状況等に応じた情報の提供、相談及び助言、その他の必要な支援を行う事業です。

今後、事業の実施方法について検討します。



4. 幼児期の教育・保育の一体的提供及び推進体制の確保方策

本市では、生きる力を支える確かな学力をはじめ、人間関係づくりの基礎となるコミュニケーション能力、規範意識、自尊感情など、子どもたちが生きていくうえで必要な資質・能力を育成する「香南市保幼小中連携カリキュラム」を作成し、市内すべての保育所、幼稚園、認定こども園等、小中学校が緊密に連携しながら、子どもたちの学びと育ちを連続させる保幼小中連携（一貫）教育を推進しています。

また、指導指針である「香南市保幼小連携プログラム」に基づき、教職員が互いの教育・保育内容への理解を深め、子ども一人ひとりの発達段階に応じて指導を継続できるよう努めています。

さらに、教育・保育施設及び地域型保育事業相互の連携推進について協議・検討していきます。

（1）認定こども園の推進

認定こども園は、幼稚園と保育園の機能を併せ持った施設であり、就学前教育・保育を一体として捉え、保護者の就労状況やその変化等によらず、柔軟に子どもを受け入れる施設で、令和7年4月時点では、市内に公立認定こども園が2か所、私立認定こども園が2か所設置されています。

今後も、保護者の希望に沿って適切に教育・保育施設を利用できるよう、地域の実情や既存施設の状況等を踏まえ、認定こども園の普及について、引き続き検討を行います。

（2）保育士等の質の向上

保育士や幼稚園教諭等の合同研修会の開催や人事交流の促進等により、教育・保育への共通理解を深め、保育士や幼稚園教諭等の質の向上を図ることで、質の高い教育・保育の提供に努めます。

また、保育サービスの充実のためには、幼稚園教諭と保育士、保育教諭の確保が不可欠であることから、資格を有しているものの働いていない人への呼びかけや、就労環境を整えていきます。

（3）質の高い教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の充実

乳幼児期の教育が生涯にわたる人格形成の基礎を培う重要なものであることに留意し、教育・保育に関する専門性を有する指導主事・幼児教育アドバイザーの配置などを検討し、発達段階に応じた質の高い教育・保育が適切に提供されるよう努めます。

また、子どもの最善の利益が実現される社会を目指し、地域社会ですべての子育て家庭を支えていけるよう、地域子ども・子育て支援事業及び子育て支援施策を推進していきます。

5. 放課後児童対策の方針

共働き家庭等が増えるなか、放課後児童対策においては、すべての子どもが放課後を安全・安心に過ごすとともに、家庭の状況等によらず多様な体験・活動を行うことができるよう努める必要があります。国では、新・放課後子ども総合プラン及び放課後対策パッケージをとりまとめ、放課後対策を進めてきました。本市においても、今後本計画において下記の①から⑥の項目を盛り込みながら、引き続き放課後児童対策に取り組めます。

①放課後児童クラブの年度ごとの量の見込み及び目標整備量について

②放課後子ども教室の年度ごとの実施計画について

【方針】

量の見込み及び目標整備量（確保方策）についてはP70～71を参照ください。

なお、放課後子ども教室についても記載のとおり、吉川小学校区、野市小学校区において引き続き実施していきます。また、いずれも運営方針等、今後も引き続き職員の配置体制や運営体制等を整えていきます。

③連携型の放課後児童クラブ及び放課後子ども教室の目標事業量について

④校内交流型の放課後児童クラブ及び放課後子ども教室の目標事業量について

【方針】

放課後児童クラブと放課後子ども教室をともに実施している小学校で連携を深めていきます。

⑤放課後児童クラブ及び放課後子ども教室への学校施設の活用に関する具体的な方策

【方針】

小学校の余裕教室を可能な限り活用していけるよう、小学校等関係機関や教育委員会と協議し、学校教育に支障のない範囲で学校施設の利用について協力を求めています。

⑥放課後児童対策に係る福祉部局と教育委員会の具体的な連携方策

【方針】

放課後児童クラブの充実を図り、目的を達成できるよう努めます。その際には、教育委員会と福祉事務所等の関係機関が協議し、連携を図りながら実施を進めます。

第6章 計画の推進

1. 推進体制

本計画は、国や県との連携・協力、市民をはじめとする地域や関係団体、事業者等が子どもや子育て世帯の立場に立ち、それぞれの役割を担い、協働して計画の実現を目指すものとします。

①家庭の役割

子どもの成長や人間形成、生活習慣を養う場として、家庭は基本的な場であり、重要な役割を担っています。

また、父母、その他の保護者は、子どもを育ていく第一義的責任を負っており、子どもを養育する主体者であるという自覚を持って、助け合いながら、家庭としての責任を果たしていきます。

②教育・保育施設等の役割

保育所や幼稚園、認定こども園等、学校、児童館等は、子どもの学びや育ちの場として重要な役割を担っています。それらの有する専門的知識や技術を活用し、地域における学びや保育、子育て支援の拠点としての役割を果たしていきます。

③企業等の役割

子育て世帯だけでなく、すべての働く人々のワーク・ライフ・バランスの実現には、企業等の役割が重要です。企業等は、就労者が仕事と子育てを両立させつつ、その能力や経験を活かすことができる職場環境の整備に努めます。

④地域社会の役割

地域住民や地域団体・組織等は、次代を担う子どもたちは地域の宝であり、子育てを地域全体で担わなければならないと認識する必要があります。また、それぞれの個人や団体が持つ特性や専門的機能を発揮して、子育て家庭を見守り、支援する役割を果たすよう努めます。

⑤市の役割

市は、国や県と連携し、すべての子どもが健やかに生まれ育つ環境整備と子育て家庭の個々のニーズに応じた適切な支援を行うため、各施策を総合的・計画的に推進します。

また、家庭、保育所や学校等、企業、地域団体・組織等がそれぞれの役割を十分に果たせるよう、情報提供や相談支援などを行います。

2. 計画の広報・啓発

本計画策定後は、すべての関係者が協働して計画の実現を目指すため、市民や保育所・学校等、関係団体・組織、企業等に対し、様々な媒体や機会を活用して積極的に広報を行うなど、計画内容の周知に努めます。

3. 計画の進捗管理

計画の推進にあたっては、担当課を中心に、関係部局と連携しながら執行体制を強化し、本計画の確実な運営と推進のため、定期的に進捗状況等を確認しながら、その都度必要な改善を図るなど、PDCAサイクル【Plan（計画）－Do（実施・実行）－Check（検証・評価）－Action（改善）】のプロセスを踏まえた計画の進捗管理に努めます。

また、本市では、学識経験者、教育・保育事業者、地域の子育て関係団体等及び子どもの保護者で組織する「香南市子ども・子育て会議」を設置し、計画の策定のための議論を行っており、今後の計画の進捗状況の点検・評価についても、同会議において継続的に審議を行います。



資料編

1. 策定経緯について

年月日	内容
令和6年2月15日	令和5年度 第1回香南市子ども・子育て会議 【議事】 1. 「第2期香南市子ども・子育て支援計画」の変更について 2. 「第2期香南市子ども・子育て支援事業計画」の進捗報告管理について 3. 「第3期香南市子ども・子育て支援計画」計画策定のためのアンケート調査について 4. 「第3期香南市子ども・子育て支援計画」計画策定のスケジュールについて 5. その他
令和6年4月11日 ～5月3日	「香南市子ども・子育て支援に関するアンケート調査」実施
令和6年8月27日	令和6年度 第1回香南市子ども・子育て会議 【議事】 1. 「第3期香南市子ども・子育て支援事業計画」策定のためのアンケート調査の結果について 2. 「第3期香南市子ども・子育て支援事業計画」の素案について 3. その他
令和6年12月16日	令和6年度 第2回香南市子ども・子育て会議 【議事】 1. 「第3期香南市子ども・子育て支援事業計画（素案）」について 2. 「第3期香南市子ども・子育て支援事業計画」における量の見込みについて 3. その他
令和7年1月17日 ～1月31日	パブリックコメントの実施
令和7年2月19日	令和6年度 第2回香南市子ども・子育て会議 【議事】 1. 「第3期香南市子ども・子育て支援事業計画」案について 2. パブリックコメントの結果報告について 3. その他

2. 香南市子ども・子育て会議条例

平成25年6月14日

条例第33号

(趣旨)

第1条 この条例は、子ども・子育て支援法(平成24年法律第65号。以下「法」という。)第72条第1項の規定に基づく香南市子ども・子育て会議(以下「子育て会議」という。)の組織及び運営に関し、必要な事項を定めるものとする。

(所掌事務)

第2条 子育て会議は、法第72条第1項各号に掲げる事務を処理するものとする。

(組織)

第3条 子育て会議は、委員20人以内をもって組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから、市長が委嘱又は任命する。

(1)子どもの保護者

(2)子ども・子育て支援に関する事業に従事する者

(3)学識経験者

(4)関係行政機関の職員

(5)前各号に掲げる者のほか、市長が必要と認める者

(委員の任期)

第4条 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は、再任されることができる。

(会長及び副会長)

第5条 子育て会議に会長を置き、委員の互選により定める。

2 子育て会議に副会長を置き、会長の指名により定める。

3 会長は、会務を総理し、子育て会議を代表する。

4 会長は、子育て会議の会議の議長となる。

5 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 子育て会議は、会長が招集する。

2 子育て会議は、委員の半数以上が出席しなければ、会議を開くことができない。

3 子育て会議の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。

4 子育て会議は、必要があると認めるときは、会議に委員以外の者を出席させて、その説明及び意見を求めることができる。

(部会)

第7条 子育て会議は、必要に応じて部会を置くことができる。

2 部会は、会長が指名する委員をもって組織する。

3 部会に部会長を置き、部会に属する委員のうちから会長の指名により定める。

4 部会長は、会務を総理し、部会を代表する。

5 部会長に事故があるときは、あらかじめ部会長が指名した委員がその職務を代理する。

(庶務)

第8条 子育て会議の庶務は、教育委員会事務局こども課において処理する。

(委任)

第9条 この条例に定めるもののほか、議事の手続その他子育て会議の運営に関し必要な事項は、会長が子育て会議に諮って定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。

(招集の特例)

2 この条例の施行の日以後最初に招集される子育て会議の会議は、第6条第1項の規定にかかわらず、市長が招集するものとする。

附 則(令和5年3月28日条例第5号)

この条例は、こども家庭庁設置法の施行に伴う関係法律の整備に関する法律(令和4年法律第76号)の施行の日から施行する。

3. 香南市子ども・子育て会議委員名簿

任期：令和5年9月1日～令和7年8月31日

※No.10、18については、令和6年8月1日～令和7年8月31日

No.	氏名	所属／役職	備考
1	吉村 斉	高知学園大学教授	学識経験者
2	中元 啓恵	香南市教育委員	学識経験者
3	竹倉 美智	香南市スクールソーシャルワーカー	学識経験者
4	中脇 正人	放課後子ども教室教育活動推進員	学識経験者
5	下村 久美	佐古保育所保護者会	子どもの保護者
6	入交 真五	夜須こども園PTA	子どもの保護者
7	高塚 千春	野市子ども図書館クラブ	子どもの保護者
8	河崎 誠	香南市PTA連絡協議会	子どもの保護者
9	末久 しずか	コスモス学童クラブ保護者	子どもの保護者
10	植村 剛	のいち幼稚学園長	子ども・子育て支援に関する事業に従事する者
11	高松 和佳	放課後児童クラブ支援員	子ども・子育て支援に関する事業に従事する者
12	甲藤 真理	赤岡保育所長	子ども・子育て支援に関する事業に従事する者
13	武田 了子	夜須こども園長	子ども・子育て支援に関する事業に従事する者
14	濱田 真理	香我美幼稚園長	子ども・子育て支援に関する事業に従事する者
15	松村 佐織	野市東幼稚園長	子ども・子育て支援に関する事業に従事する者
16	小松 伸子	香南市総合子育て支援センター所長	子ども・子育て支援に関する事業に従事する者
17	小杉 龍司	野市小学校長	関係行政機関の職員
18	小串 寛美	香南市福祉事務所保健師	関係行政機関の職員
19	朝倉 ちさ	香南市健康対策課保健師	関係行政機関の職員

香南市
第3期子ども・子育て支援事業計画
令和7年度～令和11年度

発行：香南市教育委員会 こども課

発行年月：令和7年3月

〒781-5292 高知県香南市野市町西野2706番地

電話：0887-50-3021

Fax：0887-50-3024